

第15回

新JICAの環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会

日時：平成20年9月10日（水）

場所：東京国際センター（JICA東京）講堂

独立行政法人 国際協力機構

国際協力銀行

【学識経験者】

| | |
|------------|------------------------------|
| 原科 幸彦 | 東京工業大学大学院総合理工学研究科環境理工学創造専攻教授 |
| 堀田 昌英(ご欠席) | 東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻准教授 |
| 松下 和夫 | 京都大学大学院地球環境学堂教授 |
| 吉田 恒昭(ご欠席) | 東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻教授 |

【NGO】

| | |
|------------|-------------------------------------|
| 木村 信夫(ご欠席) | ブリッジエーシアジャパン技術部長 |
| 清水 規子 | 国際環境 NGO FoE Japan 開発金融と環境プログラムスタッフ |
| 高橋 清貴 | 日本国際ボランティアセンター調査研究・政策提言担当 |
| 福田 健治 | メコン・ウォッチ事務局長 |

【産業界】

| | |
|--------|---|
| 小西 純平 | 社団法人 日本貿易会経済協力委員会前副委員長（三菱商事株式会社業務部 総括・場所内部統制チーム国際協力担当マネージャー） |
| 高梨 寿 | 社団法人 海外コンサルティング企業協会専務理事 |
| 千吉良 久暢 | 株式会社 三菱東京 UFJ 銀行ストラクチャードファイナンス部プロジェクト 環境室上席調査役 |
| 中山 隆 | 社団法人 海外建設協会常務理事 |

【政府関係者】

| | |
|-----------------------|-----------------------|
| 北村 俊博 | 外務省国際協力局政策課首席事務官 |
| 高見 博 | 財務省国際局開発企画官 |
| 小林 香(代理出席：中 川 亜起子) | 環境省地球環境局環境協力室長 |
| 山浦 崇(ご欠席) | 経済産業省貿易経済協力局資金協力課企画係長 |

【事務局発言者】

| | |
|-------|-------------------------|
| 廿枝 幹雄 | JBIC 開発業務部企画課長 |
| 杉本 聡 | JBIC 環境審査室第二班課長 |
| 熊代 輝義 | JICA 審査室準備室次長 |
| 渡辺 泰介 | JICA 審査室準備室環境社会配慮審査第一課長 |

【事務局以外の JICA・JBIC 発言者】

| | |
|--------|--------------|
| 中澤 慶一郎 | JBIC 開発業務部次長 |
| 岡崎 克彦 | JBIC 環境審査室室長 |
| 植嶋 卓巳 | JICA 企画部次長 |

午後 1 時 3 0 分 開会

開 会

○原科座長 それでは、定刻になりましたので開始いたします。

議 題

(1) 論点に関する議論

○原科座長 まず「論点に関する議論」ということで進めてまいります、きのう最後の段階で NGO の方から幾つか御質問がありまして、少し宿題ということになりましたので、まずその御回答からお願いしたいと思います。

○福田委員 済みません、きょう紙をたくさん配ってしまして。

○原科座長 追加の配布資料ですか。質問に答えていただくのを先にやった方がいいと思っただけですけども、どうですか。

○福田委員 前回の論点の続きということですか。

○原科座長 そうです。

○福田委員 わかりました。

○原科座長 いいですね。

それでは、質問と答えと両方言ってください。

○事務局（杉本） 昨日積み残しになっておりました点、「論点に関する進行について」というペーパーにも書いてございますが、追加で補足の説明をさせていただきます。

残っておりました点としては3点あったかと思っております。まず1点が、住民移転計画について、ドラフト・完成版等を現地で公開していくという点。2点目が、用地取得及び住民移転に関して、その合意文書をペーパーとして配布して内容を確認していくという点。3点目が、実施機関が行うモニタリング情報を現地で開示していくのかどうかという点。その3点だったと認識しております。それぞれにつきましてJ J側のスタンスを説明させていただきます。

まず1点目でございますが、基本的には住民移転計画のドラフトを環境レビュー時に確認して、完成版がその後できていくという形になるかと思っておりますが、これについて現地で公開していくという点につきましては、基本的には公開していく方向でガイドラインの中に盛り込むということで考えたいと思っております。

ただ、その議論の中で1つ、コンサルテーションの関係、住民協議をやりまして、被影響住民からの意見を吸い上げつつドラフトを作成し、最後に完成版に持っていくということを通常の作成のプロセスとしてはとるということで、今のガイドラインにもその点は書かれてございますが、ここでその内容のサマリーを配布するという点がございました。確かにこれはグッドプラクティスということで、口頭説明のみによるよりも、そういったものを配って内容の周知徹底を図るということはあるし、私どもの出させていただきました運用状況調査の現地補足調査の中でもこの点はグッドプラクティスということで出させていただいております。ただ、これを一律こういった形でやるということで規定してしまいますと、逆にほかのやり方がとれなくなります。確かにその国ではグッドプラクティスでやれているとしても、別の国ではまた別の形態でやるのが、その国なりそのプロジェクトなりの状況を見ますと、最もふさわしいのかもしれないということも考えますと、ここは手段というよりも、何が目的なのか、要は内容が周知徹底されるということをもっと前面に出していくということではないかなと考えております。

2点目の合意文書の配布についても、今のコンサルテーションでの情報共有と同様の考え方をJ Jのポジションとしては今持っております。すなわち、どうやって情報を周知徹底していくかということを保証するというので、グッドプラクティスとしては、例えば

御提案のありましたように合意内容について説明されたペーパーを配布して確認できるようにするというところもあるかと思えます。ただ、調査の中でもありましたように、ベトナムの例では人民委員会に情報を張り出して合意形成を行っていく等、既にその国の法律なりルールなりで決まっているというところもありますので、そういったもので十分その役割を果たし得るものについては、できるだけ使っていくべきだということもあろうかと思えます。ですので、これについても、情報の周知徹底・共有が非常に大事であるということのポイントアウトしていくということではないかと思っています。

3点目のモニタリング情報の開示についてでございます。そのプロジェクトについて、一体何が起きているのかという情報を特に被影響住民の方々と共有していく必要があるという方向性については共有いたします。ただ、実際のやり方といいますか、日本でもそうかと思えますが、こういったプロジェクトを建設なり供用段階に入って運用していくという中では、やはりその国の公共事業としてやっておりますので、その国の実施機関はそこが属する監督官庁なり監督機関なりモニタリング機関なりへの報告の義務がまずあるということもあります。また、情報についてはただ単に生データを出していけばいいという話ではなくて、実施機関がきちんとそれを整理して、適切に外部に対して公表していくということで、そのマネジメントをきちんとやっていくことが必要だろうと思っております。ですので、実際の運用といいますか状況を考えますと、そういった適切な整理なり管理をしていくことが、場合によってはですけれども、情報をすべて公開することと相反するような状況が発生するのではないかと思っております。関連の情報が関係者で共有されていくということは強く推奨する方向で進めていくべきだとは思いますが、ただ一方で、そういった公共事業としての実施機関と監督官庁、監督当局との関係、またその情報をどういう形でマネージしていくかということは、相手国政府側、実施機関側の主体的な判断、管理というものが一方で必要になってきますので、そこも一律同じやり方でやるべしということは、実際の運用を考えた場合に困難が出てくることもあるのではないかと考えております。

昨日の3点につきましては以上でございます。

○原科座長 ありがとうございます。

今のお答えに対して何かございますでしょうか。

私、1つ目、2つ目はなるほどと思いましたがけれども、3つ目のモニタリングの監督官庁との関係で公開しにくい状況というのはどんな場合でしょうか。

○事務局（杉本） しにくいといいますよりは、特に運用後のモニタリングということを考えますと、例えばある実施機関については監督省庁のもとにある場合、環境関連のモニタリング結果についてはまずその国の環境関係や監督の省庁なりモニタリング担当の部局なりに報告せよということがその国の規則、ルールでもって決まっている場合もございまずるので、特に何か問題が起こって対処していこうという場合には、まずそこに報告をして、どのように対処して、どうアクションをとっていくかということで、多少タイムラグが発生する場合もありましようし、検討に時間が必要ということもございましよう。また、そのデータをそのまま出していくと場合によってはかえって状況が混乱するとか情報がひとり歩きするということが懸念されるのではないかと思います。大体のことにおいてはそういうことはないのだらうと思いますが、そういった慎重な判断が求められる場合には例外的な取り扱いが必要となることも考えられるかなと思っております、そういったことにも対応できるような書きぶりしておくことが必要ではないかと考えている次第でございます。

○原科座長 監督官庁として報告するということがあるのでタイムラグが生じたり、時にはデータをもう一回チェックといいますか確認するということがおけることがあるかもしれない。でも、最終的には公開すると考えてもよろしいのですね。

○事務局（杉本） その点は情報公開のところの議論でもございましたけれども、その結果どうであったのか、どういう対処をしたのかということはきちんと公開されて、透明性が確保されていくことは必要だと思っております。

○原科座長 どうもありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。この件はよろしいですか。

それでは、そういうことでお答えいただきました。

先ほどNGOの方から手が挙がりましたけれども、きょう追加で資料が配布されております、この説明をしたいということでございますので、お願いいたします。

○福田委員 たくさん配布させていただいたのですが、一番後ろについていると思われる「論点に関する議論の進行について」という紙をきょうお配りさせていただきました。これは私の方で作成してお配りするというのはちょっと僭越なところもあるのですが、これまでいろいろところで論点整理表の中で議論を飛ばして議論をしなかった点、先送りになっている点等ありまして、残りはどこを議論しなければいけないのかということを一応書き出して確認しておきたいという趣旨でざっとメモさせていただいております。

今からということですが、これは皆さんと御相談しながらということになりますが、まず異議申立制度に関する論点というのが論点整理表の中では残っています。前回のお話だとこれを先に議論するのかなと思ったのですけれども、特に異議申立の期間が問題になる議論をされるかと思うのですが、これを議論しようと思うと、ガイドラインの議論、特に協力準備調査の段階でどのような規定がガイドラインに入るのかという議論をした上でないと議論できないのかなというところもあって、また後送りにするのもあれですけれども、この議論は後送りにした方がいいのかなと思っています。

それから、NGOから提案されていた、ヒューマンライツ・ナウさんがいらっしゃらないということで先送りをお願いしていた人権あるいはガバナンスに関する論点、それから協力準備調査に関する説明を待って議論させていただきたいと言っていた協力準備調査関連の議論が残っています。

それから、下の16回に書いてありますが、これはこちら側の整理として書かせていただいただけで、また皆さんで御相談いただければいいと思うのですが、まず緊急時の対応についてということで、これは新しい機関でガイドラインをそのまま適用することが困難な緊急なプロジェクトについてどのようなものが出てくるのかという点については、いつだったかの委員会で、事務局側で整理して御提示いただくということになっていたかと思えます。その整理ができていないので恐らくきょうは議論できないということになりますので、次回以降なのかなと思っています。

それから、申しわけありませんが、先住民族の関連については、私たちの準備というか、この問題に関心がある方が22日にしか来れないという関係上、できれば次回に議論させていただければと思っています。

それから、無償資金協力の審査のタイミング、あるいは意思決定の反映といった点については、次回、外務省の方が御説明にいらっしゃるということですので、そこでの質問と議論を踏まえて改めて議論させていただいた方がいいのかなと思っています。

最後に、審査諮問機関について、以前、置く、置かないという議論はあったのですが、具体的にどういう中身にしたらいいのだろうということについて余り詰めた議論がされていなくて、この点についても、よろしければ中間報告書の前に一たん議論した方がいいのかなとも思います。この審査諮問機関について、ではどこまでこのガイドラインに書き込んでいくのかというところとのバランスがあって、私がこの審査諮問機関についての御提案として、一たんガイドラインにはざくっとしたことだけ書いて、後ほどガイドライン案

を議論するのと並行で中身を詰めていくことをこの委員会ですることができるということであれば、それはそれで中間報告書の前にわざわざ議論することでもないのかなということをお願いしましたが、そのときの熊代さんのお答えでは、ひとまずはガイドライン案について議論するという想定を想定していらっしゃるということでしたので、そういうことだと中間報告書の前にこの審査諮問機関の中身についても議論する機会があった方がいいのかなと思っています。

この資料については以上です。

それから、その他の資料を何点かお配りさせていただきましたが、これはきょう行われる協力準備調査のガイドラインについてのNGOからの提案ということでお配りさせていただいているものです。別添3というのは既に6月にお配りしたのですが、この別添3のタイトルにもあるように実際にどのように協力準備調査を行うのかということについては、そのときには提案させていただくことができませんでした。実はこの別添3のNGO提案の中には、基本的には協力準備調査をどうやって始めるかということと、どうやって終わるかということまでしか入っていないで、協力準備調査の中身については新JICA側の検討が進んでから御提案させていただくということをお願いしました。その協力準備調査の中身について、非常にざくっとしたものにはなりますが、資料15-1-1と書かれたもので、前々回の新JICA側からの説明を踏まえた上で、こちらから中身としてこういうことをやってはどうかということ、非常に粗いものではあります、たたき台として提案させていただいたというのがこの資料であります。

以上です。

○原科座長 どうもありがとうございました。

最初のもは第15回委員会と書いてありますけれども、これはほぼこういうことでこれまで議論してきたと思いますし、第14回委員会で新JICA側から説明がなかったというものは今答えていただきました。それからVIの「異議申立制度」を議論する。それから、ヒューマンライツ・ナウの皆さんがきょう来られているので、関連する部分の議論。それから協力準備調査関連についても議論する。これはほぼこのとおりだと思います。ただ、詳しく書いていただいたので助かると思います。

次回以降もこのようなことで幾つか積み残し事項がございます。あと、10月1日以降、ともかく新組織が発足しますので、暫定措置をそろそろ決めないといけないと思います。そんなこともございますので、第16回委員会だけでなく、もう一回ぐらいやらなければ

いけないかなということで事務局と御相談しまして、25日か29日に行おうとっていて、25日は私がちょっと難しくなったので、29日ぐらいの感じを考えたいと思います。これも後ほど御相談しますけれども。そんなことでちょっとスケジュールがきつくなってまいりますけれども、ほぼ区切りのいいところに何とか来たと思います。

そういうことで、論点のことは今いただいたものがちょうどいいので、これを見ていきますと、次はVI「異議申立制度」でございます。これはガイドライン全体がきちんとしていないとわかりにくいところもありますが、異議申立制度に対していただいた御意見は基本的な考え方に相当するものだと思いますから、この段階で議論できるかと思えます。

そこで、論点整理表の後ろの方を見てください。30ページになります。VI「異議申立制度」。「ガイドラインには規定なし」という表現になっていますけれども、規定なしと言っているのかな。JICAの方はありますね。これはJBICはないという意味ですね。この整理はどういう意味ですか。論点整理の「規定なし」という意味は。

○事務局（渡辺） この30ページの一番左の「異議申立制度」という下に「ガイドラインには規定なし」と書いてありますのは、ガイドラインにもとになる規定はあるのですが、ガイドラインの中で具体的な規定を置いているわけではなくて、具体的な内容につきましては異議申立手続要綱をつくって規定しているという趣旨でございます。

○原科座長 JICAのガイドラインの10ページに、2-9で「ガイドラインの適切な実施と遵守の確保」という根拠になるものはありますけれども、中身に対して詳しいことはないという意味ですね。わかりました。それはそのとおりでございます。

それで、JBICの方はこの中に少し書いてあるということで、「円借款業務については本行が案件に関する本行としての評価を示したとき以降、（中略）貸出が終了するまでの期間に可能である」と。これもそういう意味では手続要綱の方ですね。

これに対しましてNGOの方から御意見をいただいておりますので、説明をお願いいたします。

○福田委員 これは実は下のJJのところにも書いてありますが、まずは異議申し立ての期間をどうするかというところから議論すべきなのだろうと思っております。現行の異議申し立ての期間というのは、この一連の議論を経緯を御存じない方には若干違和感のある規定になっているのですが、円借款について、JBICの異議申立手続きというのは、JBICとして審査が終わって外務省に報告が行く段階以降という形になっていて、基本的にはJBICの意思決定が終わった後にこのJBICの円借款事業に関する不遵守の申し

立てが可能になっているということになります。一方 J I C A はどうなのかといいますと、J I C A はやっている業務が違うということもあるのですが、全く違う内容になっていまして、基本的には調査の実施中に異議申し立てをできますよという仕組みになっています。例えば開発調査について言えば、開発調査の事前調査の概要が公開された日から最終報告書案が公開された日から 1 カ月までという規定になっていまして、基本的には開発調査の報告書が完成してしまえば J I C A としてはもう何もできませんということで異議申し立てはできなくなるということで、この 2 つを並べると何か物すごい違和感のある話で、一方は融資を決めてからでないといけない、一方は報告書ができるまででないといけないという規定が今は 2 つ並んでいて、これが新機関になったらどうなるかということをもまず議論すべきなのだろうなと私は思っております。

○原科座長 円借款は意思決定してからという表現でいいのですか。評価を示したときだから、その辺は微妙ではないですか。

○事務局（廿枝） 今、お手元に要綱をお配りしましたが、その要綱の 4 ページに IV 「異議申立の手續開始要件」というのがございまして、その 3 として「期間」というのがございまして。そこをご覧いただくと、「異議申立は、以下に定める期間に行うことができる」ということで、「全てのガイドライン不遵守の指摘に関し、我が国政府の手續を経る円借款業務については本行が案件に関する本行としての評価を示したとき以降、その他の業務——これは要は国際金融等業務ですけれども——については融資契約調印後、それぞれ貸出が終了するまでの期間」ということになっております。

現行 J B I C では、異議申し立ての期間の終わりの方は、経協業務だろうが国金業務だろうが貸し出しが終了するまでの期間ということでそろっているのですが、始まりの期間が不ぞろいになっております。これはこの要綱を議論した際の経緯でこうなったわけですが、今、福田委員からございましたが、若干クラリファイする必要があります。我々は従来から、別に業務の性格にかかわらず、本行によるガイドライン不遵守の疑いがあるということで異議を申し立てるということであれば、基本的には本行によるガイドラインの運用がある一定期間あった後に異議申し立てをしていただかないと、我々がまだこれからガイドラインを運用するという段階で、不遵守の恐れがあるから異議を申し立てるというように、まだ我々が何もやっていないのにそういう申し立てをされても困るので、もちろん意思決定後もモニタリングということでガイドラインの手續は続くわけですが、この融資契約というのが意思決定を外形的にも完結する 1 つの大きな区切りとい

うことで、異議申し立ての期間の始まりは融資契約調印後であるべきではないかと主張していたわけです。ただ、経済協力業務については我々だけで最終的に融資契約に至るわけではなくて、その前に日本政府による判断があるわけです。ですので、正確に言うと、我々の審査は融資契約まで続くのです。これはパブリックコンサルテーションの場でも申し上げて、その記録は私どものホームページにも掲げております。ただ、我々が現地に行ってアプレイザルミッションを出したり、その後それを取りまとめたりということで、審査の途中段階、大体大枠が終わったところで、我々の審査のその時点での結果について日本政府に説明する機会があるのですけれども、経協業務については異議申し立ての始まりをそこまで早めてもいいのではないかとということで、経協業務については異議申し立てができる期間をより早めたということがございます。

ただ、ここでの「本行としての評価を示したとき」というのは、一連の審査の中のある特定の区切りなのであるのですけれども、ここでまたこの論点の議論に移りますが、異議申立期間がこのように定まっているのだとしたら、始期と終期が各案件でいつからいつまでなのかを示した方が申し立てを検討されている方にとっては便利ではないかと。それは確かにそうできればそれに越したことはないと思うのですが、問題は、なかなか明確に、すべての案件についていついつまでですとは言にくい事情がございます。ですので、それを踏まえて、そもそも新JICAのこの異議申立手続スキーム全体でどうするのかというのはまた別途議論があるものの、現状なぜそれが公開できていないかということについて簡単に御説明します。

先ほど言いましたが、私どもが審査をやってある一定の段階になったら日本政府に対して説明をするわけです。ただ、そもそも説明をするタイミングというのは日本政府の方でイニシアチブをとられて決められるというのが1つございまして、さらには、1回で終わるわけでもないのです。1回説明していろいろコメントなり質問なりが来て、またもう一回我々が説明してとか、若干やり取りがあるので、あらかじめこの日ですということ私どもの判断ではなかなか外部に出しにくい。すなわち、我々としてはアプレイザルミッションを出してそれなりに準備もできているけれども、例えばその国との間に外交上の 이슈があって日本政府としても手続を進めるわけにはいかないのだという事情があったとして、そのときに我々の方から、いや、それでも我々の説明を聞いてくださいと言って押しかけて説明するわけにはいかないといったこともあるわけです。

他方で、今度は終わりの方の貸し出しが終了する時点というのは相手国政府との間で直

前になって決まるわけです。直前というのは、そろそろプロジェクトが終わりますね、工事契約やコンサルタント契約について終わりに近づきましたね、そうすると支払いの手続が大体これぐらいで終わりそうですね、さらには、工事が終わった後も検収期間とか保証期間とかあるのですけれども、そういったものも大体こうなりそうですね、そうすると大体この時期に貸付完了できそうですねというようなことで、最終的なソフトランディングに向けて、いつ貸付完了ということで互いに合意するかということについて収束を図っていくわけです。最後は私どもが貸付完了通知というものを出して、先方が受け取ればそれで貸付完了となるのですけれども、貸付完了した後に、済みません、支払いが残っていましたというようなことがあってはならないので、その辺、最後は非常に事務的に細かく確認しながら、何月何日をもって貸付間完了します、それ以降はたとえ請求があっても我々は貸し付けできませんよ、いいですね、ということを確認し合った上でやるわけです。だから、あらかじめ何月何日に貸付完了しますと前もって公開するというのはなかなか難しく、それをやってしまうとかえって異議申し立てを考えている方に誤解を与えかねないという事情がございます。

実際はどうかというと、この異議申立手続については、ある日突然異議申立書というのがポンと送られてくるということにはなっていないで、5ページから6ページにかけて「申立書の内容」というのがあります。(A) (B) (C) から始まって、申立書に書いていただかなければいけないことがあるのですが、(H) の「プロジェクト実施主体との協議の事実」、(I) の「本行投融資担当部署との協議の事実」というのを申立書に書いていただくことになっているのです。すなわち、事業実施主体である相手国政府や私どもの投融資担当部署と一切何のコンタクトもせずいきなり申し立てするというのではなくて、そのパラグラフに書いてありますけれども、まずは当事者間の実質的な紛争解決の努力を促そうということで、申し立てをされようとしている方は異議申し立てに先立ってまずプロジェクト実施主体と対話をしてください、それから本行の投融資担当部署とも協議してくださいということを求めているわけです。よほど問題があっても対話ができるような状況ではないという場合は、なぜそういう状況なのかを書いてくださいと、このようになっているのです。ですので、先ほど言いましたが、例えば本行が政府に本行としての評価を示したと言える時期かどうかということについてはこのように事前の対話の段階で個別に、投融資担当部署としては評価を政府に示した、あるいはいつごろ示すことになるのではないかとといったようなことは個別の対話の中でお知らせすることはあると思うの

ですけれども、それをあらかじめホームページかどこかにボンと何月何日というようなことを示すのは実務的には難しいかなと。最終的には環境ガイドライン担当審査役、私どもはお二方いらっしゃって、お一人は松下先生でございますが、環境ガイドライン担当審査役から、受理した後に1カ月かけて——最後の22ページに手続チャート図というのが別添9でございますけれども、申立書が提出されれば、大体5営業日以内に受理の通知をするわけです。その受理の通知をした後、1カ月ぐらいかけて、この受理した申立について手続を開始するのか、あるいは却下するのかということについて、環境ガイドライン担当審査役が手続開始、却下を決定というところを大体1カ月かけてやることになるのですが、その間に関係者へのヒアリングなどを行って、開始時期を満たしているのかどうかというのを、すなわち本行としての評価を政府に示したと言えるのかどうかというのを審査役が判断することになります。

ただ、あちこち行って恐縮なのですが、4ページをご覧いただくと、先ほどの申し立ての期間の開始、終了の時期が書いてあるパラグラフの次ですけれども、「上記受付開始時点以前に外部から環境ガイドライン担当審査役にガイドライン不遵守の疑いに関する意見が示された場合には」とございます。すなわち、まだ始まってない時期に審査役に意見が出された場合、それを門前払いにするのではなくて、審査役が投融资担当部署に移送して適切に対応するよう依頼し、さらに、審査役は独立した存在ですので、そういう意見がありましたよということを総裁に直接報告することになっていて、まだ始まっていない段階での異議申し立てがなされた場合でも、それを門前払いにしてしまうのではなくて、その後いろいろ書いてございますけれども、実質的には、私どもの不遵守の疑いありということがあったということで、投融资担当部署、それから意思決定の最終責任者である総裁に入ることになっているわけでございます。

ですので、始期と終期をこのように定めたのだったら、それぞれのプロジェクトについて始期と終期は具体的に何年何月何日から何年何月何日までなのだとこののを公開すべきだというのは、それはそれで誠にごもつともなお話なのですが、今申し上げたような実務的な事情がございまして、すべての案件についてすべからず具体的な日程を公開するというのは難しい面がございまして。ただ、実態的には、事前に申し立てを考えている方々との対話の場で個別にその辺をすり合わせるとか、あるいは、むしろJBICとしての評価を示す前に不遵守の疑いについて私は言いたいという方であれば、それをしっかりと真摯に受けとめて対応するということになっているので、異議申し立ての期間について新JBIC

Aでどうするのか、これは無償の本体とかいろいろ入ってまいりますので、それはそれで別途議論するにしても、今現在の私どもの異議申し立ての手續の始期と終期についてはそういう事情があるということでございます。

○原科座長 どうもありがとうございました。

今の御説明で大体おわかりになったと思います。

そうすると、実際のアクションといいますか、これはどのぐらいのタイミングで公表されますか。評価を示すというその段階に来たとき、最初に政府に説明するときぐらいに公表するようになりますか。

○事務局（廿枝） いや、評価を示しましたよというか、意思決定の手續について、要は新JICAが意思決定したということが公式に出るのは、1つは、政府の交換公文が結ばれたら翌日か翌々日には官報に出ます。どの国のどういう案件に幾らの円借款について日本政府とどこどこ政府の間で交換公文が結ばれましたということは、交換公文が結ばれてそんなに日をおかずにまず官報に出るのです。よほど何か変なことがない限り、交換公文が結ばれてから1カ月か2カ月以内には、今度は私どもと相手国政府の間でローン・アグリーメントを結びます。ローン・アグリーメントについては、結んだらその日に私どもはプレスリリースという形で出します。

○原科座長 円借款の議論のときに私もずっとおつき合っていましたからからわかりますけれども、何しろローン・アグリーメントの前に公表することがポイントだったですね。ですから、どのぐらいのタイミングというのは、その段階で早目に情報を公開していただいた方がそれこそ意見は出しやすいのではないですか。そのぐらいはできるでしょう。おっしゃるように一律には言えないですけれども、実際にそのアクションをとられた段階では公表してもいいのではないですか。

○事務局（廿枝） そこはまさにこれまでのこの場での議論でもありましたように、情報公開のタイミングを現状よりもどれぐらい早く、また情報公開の中身についてどれぐらい濃くできるかということは、私どもはその方向で考えています。現状ではアプレイザルに入る段階でようやくスクリーニング結果を公開しているわけで、その時点で初めて、JBICはどの国の何という事業——それはカテゴリ分類がAなのかBなのかということも含めて——について検討を開始したというのがわかるわけですが、それを新JICAになったときにはもうちょっと早い段階、アプレイザルミッションを出す直前というのが現状なのですから、もっと前の段階でホームページ上でそういった情報を公開し、さ

らにもう一段階ぐらいプロセスが進んだところで中身を濃くするといったようなことは考えられると思います。

○原科座長 あらかじめ最初からというのは難しいけれども、実際にアクションがとれるという段階ではやや早目に公表できるということだと思います。

そういう意味では、終わりの方も、終わりに近づいたぐらいのアナウンスはできるわけですね。

○事務局（廿枝） 終わりに近づいていますというアナウンスですか。

○原科座長 手を挙げていて、もう終わっていたというのでは気の毒なことになりますから。

○事務局（廿枝） それはそうなのですが、大体ローン・アグリーメントを結んで7年とか10年ぐらいかかるのですけれどもね。基本的に異議申し立てが問題になるのはむしろプロジェクトが始まる段階ですから。住民移転とかそういったものは、もちろん工事が終わった後に周囲の自然環境に悪影響が出てきたということにはございますが、その場合は、たとえ貸付実行が終わっていてもモニタリング段階で異議申し立てができるとなっておりますので。

○原科座長 では、そういうようなことです。

どうぞ、福田委員。

○福田委員 何点か申し上げたいと思います。

まず、やはりガイドライン全体像が見えないとなかなか議論しにくいというのが改めでの感想で、例えば無償のガイドラインはどうなるのかとか、協力準備調査のガイドラインはどうなるのかといったことがセットでないこの論点を議論するのは難しいなと思っています。

NGOとしては、これは前回、この異議申立手続を議論する際のパブリックコンサルテーションフォーラムでも口が酸っぱくなるぐらい申し上げましたが、基本的には環境レビュー中の異議申し立ては認められるべきだろうといまだに考えております。結局、実際に現地で反対されている影響住民の方にとっては、プロジェクトをやるかやらないかというところが極めて重要なのであって、現在のこの制度の立てつけというのは、決まった後でないという文句を言えない——文句を言えないというのは大うそですけども、異議申し立てというこの手続を使うことができないということになってしまっているわけです。これでは、一番重要なときに第三者が入ってきちんと調査してもらおうという手続を用いることが

できないわけで、現在の「本行としての評価を示したとき」という微妙な言い方がされていますが、これは基本的には J B I C としてオーケーだということで日本政府に報告が上がった後ということになりますので、これが今の異議申立制度の始期とされていることはおかしいと今でも思っていますし、できれば改めていただきたいと思っています。

その上で、現状の規定を前提にしたときに、今の廿枝さんの御説明は首尾一貫した御説明だったと思うのですが、大きな問題があるのは、J B I C が日本政府に評価を示したときというのがわからないのです。どこでわかるかという、先ほど廿枝さんがおっしゃったとおり、交換公文が締結された段階で初めてわかるのです。その前に閣議決定が入りますけれども、閣議決定で決まったということは公表されませんから、要するに日本政府としての意思決定は閣議決定で終わった、日本政府は相手国と交換公文という国際約束を結んだ、その段階で初めて、ああ、このプロジェクトはもう決まってしまったのだということがわかるわけです。そうすると、確かに異議申立制度の議論の中で、融資契約というのはちょっと遅すぎるのではないかと、それより前に J B I C としてオーケーだというタイミングがあるのではないかと、円借款の場合にはこういう若干前にずれた規定になっているわけですが、それほどその期間というのは意味を持たないと思います。実際に影響を受ける人に見れば、それがどのタイミングだかわからないし、わかったときにはもう既に日本政府は意思決定を終え、相手国と国際約束まで結んでいるという中で異議申し立てをせざるを得ないということになると、現在のこの異議申立制度というのは、事業をやるかやらないか、融資をするのかしないのかという点について影響住民が何かしらのレビューを求める手続としては非常に不備があるのではないかと考えております。

それから、もう 1 つは協力準備調査との関係ということが出てくると思います。現在の J B I C の手続というのは、基本的には……

○原科座長 ちょっとよろしいですか。今の件でちょっと質問があるのです。

交換公文が公式にきちんと決まって、それから数カ月ぐらいたってからローン・アグリメントとおっしゃったのですね。

○事務局（廿枝） ケース・バイ・ケースですが、遅くとも数カ月以内には。

○原科座長 だから、問題は、その間に異議申し立てのアクションの意味があるかどうかですね。話が決まってから、異議申し立てをいろいろやっているわけですが、どんどん先に進んでしまったら意味がないでしょう。それは今の J B I C の仕組みではどうなります

か。

○事務局（廿枝） 幸いこれまで異議申し立てがされたことはないのですが、考え方としては、国金は融資契約を結んだ段階としているのを、経協ではわざわざ私どもとしての評価を政府に示したときというように前倒しにしたということは、私どもの評価を踏まえて政府は検討されて閣議決定に進まれるわけですから、現在の始期である評価を示したときというのは、政府による検討がその後開始されるということになるわけですね。ですから、まさにそのタイミングで異議申し立てがされると、これは私どもの異議申立手続なので、これによって政府が規制されるわけではないものの、当然私どもは異議申し立てがされたということについては日本政府に報告することになるでしょうし、日本政府としては異議申し立てがされたという事実をもって日本政府としての検討を中断せざるを得ないということになると思います。

○原科座長 それは交換公文より前に公表されるわけですね。官報でわかるとおっしゃったけれども、それより前に評価はされるわけだから、その段階で。

○事務局（廿枝） いや、私どもの評価は私どもの評価として日本政府にお示しするわけですが、今度は、その後、日本政府の審議検討段階が始まっていくので。

○原科座長 だから、評価をした段階でという意味は、政府の検討に入る前の段階で公表するという意味ではないのですか。

○事務局（廿枝） いや、公表はしないです。評価をしたということは公表できないのですけれども。

○原科座長 「評価を示したとき以降」と書いてあるのだから、そのタイミングで公表されなければだれも異議申し立てできないでしょう。

○事務局（廿枝） いや、ですからそれはまさにそういうこともあって、その下に、先ほど読み上げたように、受付開始時点以前に外部からの……

○原科座長 そういう場合には、さっきの審査役経由の。

○事務局（廿枝） 移送ということにもなりますし。

○原科座長 その情報が社会の中で共有されないと手の挙げようがないじゃないですか。

○事務局（廿枝） ただ、これよりも前に、先ほど申しましたスクリーニングの情報公開とか、あるいはE I Aの情報公開というのはやっているわけです。

○原科座長 その段階で手を挙げてもいいという意味ですね。

○事務局（廿枝） もちろんそうです。

○原科座長 それは審査役で。

○事務局（廿枝） 手を挙げるというか、いきなり申立書を突きつけるというよりは、この手続にもありますように、まずは協議、対話から入りますので、そのタイミングで、いや、これはうちとしても日本政府に報告する案件なのかどうかまだ考え中です、当面評価をすることはありませんとか、評価はもう間もなくすることになりますよといったようなことは個別の対話の中ではある程度お教えできるとは思いますがけれども。

○原科座長 ということは、この条項を適用すればレビュー段階で異議申し立てができると考えることはできないですか。難しいですか。

○福田委員 おっしゃっている趣旨がわかりません。

○原科座長 不遵守の疑いに関する意見が受付より前に出された場合は、これを受け付けてくれる可能性がありますね。スクリーニングが終わってとかいろいろな段階で情報が公開されるのだから、手を挙げることはそんな難しいことではないとおっしゃったでしょう。だから、レビューの段階で途中で情報が公開されたら、その段階で手を挙げられるのではないですか。そういう意味です。

○福田委員 現在の規定を前提とする限りは、レビュー段階で申し立てられた異議というのは、先ほど廿枝さんから御紹介いただきましたが、正式な手続に乗るのではなくて、こういうものがありましたよということで直接の担当者へ移送され、総裁に報告されるという手続があるだけなのですね。これについて、例えばJ B I Cが日本政府に対して評価を示した段階で正式な異議として取り扱うという文言がここに挿入されるのであれば、確かにそういう環境レビュー中に行った異議というのも意味がないことはない、きちんと有効に正式な異議として扱われることになると思うのですが、現在の規定では、基本的にはレビュー中にあったものは正式な異議としては取り扱われない、全く別のトラックで、担当者にやってくださいよと、そしてそれを総裁に報告するという形でしか取り扱われないのですね。

○原科座長 そうすると、今、廿枝さんがおっしゃったことは、別のルートがあっても同じ結果とならないのですね。異議申し立てとして扱わないのだったら。今の御回答は、事前にも受け付けるルートがあるから大丈夫ですよとおっしゃったのです。おっしゃった意味は異議申し立てという格好になると思ったのですが、そうではないのですね。

○事務局（廿枝） そもそも福田委員がおっしゃっている異議というのは、ここの異議申立手続で言っている異議とはちょっと違うことをおっしゃっているのです。おっしゃって

いる異議は、その案件に異議ありという意味での異議申し立てということだと思っております。ただ、この手続要綱の目的をごらんいただくと、3ページが一番上に「異議申立手続の目的」というのがございますが、これは、「本行によるガイドラインの遵守を確保する」ということと、2つ目は、「ガイドラインの不遵守を理由として生じた本行の投融資案件に関する具体的な環境・社会問題にかかる紛争に関して」ということで、対象となっている候補案件に異議があるかないかという申し立てではなくて、JBICによるガイドラインの不遵守があるのではないかという意味での異議なわけです。我々はガイドラインを遵守していますと言うわけですが、それは異議ありという、我々のガイドライン遵守に対する異議です。

○原科座長 コンプライアンスですよね。そういう意味ではなかったのかな。

どうですか、福田委員。

○福田委員 今どういう議論がなされているのかが私にはわからなくて、要するにこの手続に乗せるための異議申し立てを環境レビュー中に行ったとしても、それは別トラックで扱われて、この手続にのっとった一定の調査をトリガーすることはできないということが私の申し上げたい話であります。

それから、この「異議申立手続の目的」は要するにJBICの不遵守のチェックであって、JBICの不遵守ということは、JBICとして最終的に、このプロジェクトはオーケーである、日本政府にやるべしと報告する場では生じないというのが甘枝さんの御意見だと思っております。それは私は違うと思っています。JBICが意思決定をし、この事業について日本政府に対して報告するというアクションの前にも、JBICがやるべきアクションというのはいろいろあるわけです。例えばスクリーニングもそうですし、外部から受け付けた意見をどのように扱うかということもそうですし、EIAの報告書をレビューしてそれをきちんと確認するという行為もそうなのではないですか。それらについてきちんとやっていないということについては十分不遵守と言えるのであって、最終的にJBICがこのプロジェクトに融資しても大丈夫ですよという判断をするまでJBICが何もしていないかという、そういうことはない。そこまでに起こるさまざまなJBICのアクションについておかしいのではないかという意見は十分あり得るのではないかと思います。

○原科座長 今の福田委員の御意見は、異議申立手続、通常の調査したりいろいろする、フローチャートでさっきお示しになったようなことには別のルートでは乗らないから、同じものではないということですね。だからほかのルートがあるから大丈夫ということには

ならないということだと思います。そういうことになりましょうか。

○事務局（廿枝） 異議申し立ての始期について、具体的に融資契約とするかどうかはともかくとして、何で我々としての意思決定が実質的になされた以降に異議申し立てを受け付けるべきだと私どもが言っているかということ、おっしゃるように環境ガイドライン手続はその前からずっと始まっているわけですが、環境ガイドライン上の手続、少なくともモニタリングの前の意思決定段階での手続が一応完了するまでは、我々としては追加的にいろいろ、たとえやり始めたときには若干不備があったとしても、それを補完する余地があるわけです。だから意思決定をした段階で初めて遵守か不遵守かということを経験できるタイミングになるということです。他方で、ガイドライン上は外部の意見を歓迎しますとか、あるいはこの異議申立手続上も、外部からたとえ始期以前であっても融資担当部署としてはガイドラインにのっとって誠実に対応することになっていることは、意思決定の前の段階であってもそういったものについて我々としては誠実に対応して、ガイドラインを遵守した意思決定に至るというプロセスをとり得ることなので、その段階に至らないと、中立的なお立場としての審査役としても遵守か不遵守かという決定がやはりできないと思うのです。

○原科座長 それは結果はわかると思います。アセスメントは段階がありますからね。スクリーニング段階でちゃんとやったかとか、ドラフト段階とかいろいろありますから、これはわかると思いますよ。でも、おっしゃる意味が私はわからないわけではありません。一通り終わった段階でチェックするという考えもありますし、何段階かあるからそこで切ってもおかしくないと思います。実際にアメリカのアセスの裁判なんかは、途中で裁判をやってプロセスがとまったりしたことがありますからね。だから考え次第なのですから、そういうお考えなので、むしろ意思決定が終わるまでの途中段階のものは別のルートで情報がフィードバックできるようにするということですね、このシステムは。

○事務局（廿枝） そうです。

○福田委員 まず1点指摘させていただきたいのは、このJBICの異議申立手続を議論するもととなった世界銀行のインスペクションパネルという制度があります。これはいつから異議申し立てができるかということは決まっています。これはもちろん世界銀行による政策の遵守、不遵守をチェックするためのメカニズムですが、そういうものは決まっておられません。

○原科座長 決まっていないというのはどういうことですか。

○福田委員 決まってないというのは、基本的にはいつでも申し立てられると。後ろは実はJ B I Cの方が長く申し立てられる仕組みですが。

○原科座長 それがアメリカのやり方だと思いますよ。アメリカのシステムはそうなので。世銀のは大体アメリカがモデルですからね。さっき申し上げたとおりで。だから、どこでとめるかという考え方なんです。全部終わらなければコンプライアンス・チェックできないということはあり得ませんから、どこで切るかですよ。

○福田委員 世界銀行はそうになっています。ほかにI F Cのコンプライアンス・アドバイザー・オンブズマンであるとか、あるいはアジア開発銀行のアカウントビリティ・メカニズム等同様の仕組みはありますが、すべてどこからというのは特段規定がないということになっています。終期についてはいろいろな規定があって、それはいろいろ議論されていて、実はJ B I Cの規定というのは今でも先進的なものなのですが、始期について意思決定後ということを決めているところはどこにもない。どこにもないというのはなぜかというと、まさに意思決定の前にきちんと第三者に入ってもらって、意思決定に影響を与えるためにまさに第三者にかかわってもらう価値があるのであって、意思決定をしてから文句を言っても、なるほど御意見はわかります、今後に対応していきたいと思います、ただし融資は取り下げませんということになるのがわかり切っているからだと思うのです。先ほどの、日本政府が行う意思決定、閣議決定に至る検討の中でそれは重く扱われるでしょうというのは恐らくそうだと思うのですが、しかし日本政府の検討に影響を与えるためにJ B I Cの手続があるというのは順序としてはおかしい話であって、やはりJ B I Cの検討にインプットするためにこの手続というのはあるべきなのだろう、働くべきなのだろうと思います。

もう1点、この手続が議論されたときに1つ大きな議論としてあったのは、やはり意思決定というアクションがないと、そもそも異議というのはあり得ないのではないかという話は相当議論されたのです。この議論がどこから来たかということ、日本の行政訴訟制度、あるいは行政不服審査制度等の関係で相当議論されたのです。基本的には日本の行政訴訟というのは処分、要するに行政による意思決定ですね、これがないと裁判できませんという考え方でこれまで長いこと議論されてきて、日本の行政の方はそういう考え方を非常に重んじているということが、こういう規定になった背景にあると思うのです。しかし、実はその後、日本の行政訴訟制度というのは大きく変わりました、今の行政事件訴訟法というのは、法律用語をここでは使いませんが、このまま意思決定をしたら違法な決定になっ

てしまうのではないですかという訴訟もきちんと今の行政事件訴訟法の中でできるように変わってきているわけです。だから、意思決定がないと異議なしという非常にリジッドな考え方というのは少なくとも法律の世界では変わってきているし、J B I Cの世界でも変わっていいのではないかと私は思っています。

○原科座長 今の御意見は私もそんな感じは持っていて、アセスメントでいつも思うのですけれども、意思決定が終わってからではもう手遅れですから、昔からそれは議論してまいりました。世銀がそういう格好というのはそのとおりで、その考え方をそろそろ新 J I C Aでは適用してもいいのかなと思いますけれども、いかがでしょう。

○事務局（廿枝） 短く2点。

まず1点目は、今のこの制度でも意思決定の前なのです。我々の意思決定というのは、貸付承諾稟議書というものがあって、それに総裁の決裁を得た上でローン・アグリーメントを結ぶわけです。ですから、ここで言っている政府に対して評価を示すというのは、私がさっき言いましたように、我々の審査というのは実は貸付承諾稟議書の決裁を得てローン・アグリーメントを結ぶまで続いているのです。その間に政府からいろいろあったり、また我々独自にいろいろ調べたりということをやっていて、正式な意思決定というのは今のこの始期よりも後なのです。そういった意味では、今の手続においてすら、国金とは違って、少なくとも経協の方は正式な意思決定のかなり前の段階で異議申し立てを受け付けているということがまず1つ。

2つ目は、今、皆さんにお配りしたパンフの最初に差し込みの1枚紙があると思うのですけれども、これは議長総括ということで、この異議申立手続のパブリックコンサルテーションをやったときの最後、平成15年3月に議長総括というものをに入れて、これも申立手続要綱の一部をなすものなのですが、その裏をめくっていただいて、「以上」という1つのパラがあるところなのですけれども、「融資契約の調印以前であっても」、これはおそい方に合わせているのですが、外部から指摘があった場合には、いろいろ勘案して、「異議申立手続のうち適用可能な部分を準用して、環境ガイドライン担当審査役に調査などの活動を命じることは、総裁の権限の範囲内の事項である」ということで、要は、経協の場合はここで既定されている評価を示したときというのが正式な開始、それすら本当は意思決定の前なのですけれども、さらにその前にあった場合も、別途移送という手続はあるものの、総裁の権限で異議申立手続を準用するということはやりますと言っているわけなので、そういった意味では、今の手続においてすら実質的にはかなり早い段階から異議

申し立てを受け付けるということを書いてあるということでございます。

○原科座長 これは「例外的に」と書いてあるので、余りやらないと思います。これは私もずっといましたので、思い出しました。それぞれやり取りがありまして、平成15年ということで5年前になりますけれども、そのときにもこういったことで早目に対応するべきだという議論はかなりあったのです。5年たっていますので、これをベースにしてさらに一步踏み込んでもらいたいなと委員会としては思います。私はそういう考えでやった方がいいと思いますので、これは委員会の皆さんでよく議論したいと思います。そうしないと、むしろ土壇場で異議申し立てが来てもたまたましていたら、トータルではまさにセーフガードにならなくなってしまうのです。早目に対応するのがセーフガードですからね。ですから、異議申し立ても早目に対応できる方がトータルとしてはいいのではないかと思います。

そうすると、異議申立手続に関してはどういたしましょうか。今出てきた部分があるので、結構早い段階からできるような仕組みは一応用意してあるということですから、そういうものをもうちょっときちんとやるというような考えでいかがでしょうか。——では、そういう方向でさらに一步進めたものにしたいと思います。

異議申し立てに関して、ほかにはどうでしょう。

ヒューマンライツ・ナウの方は来ておられますか。

○福田委員 済みません、手続の問題がちょっと残っているのですけれども。

協力準備調査がかかる場合にいつからできるのかという論点が実は残っておりまして、これは協力準備調査についてガイドラインの規定がどうなるのかということとセットで考えなくていけないということにはなるのですね。というのは、今のJ B I Cの手続というのは基本的には相手国がF/Sをやって、融資申請があってというケースを想定していて、日本側が実際に協力準備調査という形で支援して案件形成を手伝うという場合に、それが異議申し立ての対象となるのかどうかというところは今のところ白紙です。私はこれについても手続の対象にするべきだろうと思っています。

○原科座長 これは後でまとめてやりましょう。

それでは、ヒューマンライツ・ナウの方、申立人の要件として代理を広く求めるべきという御意見ですが、これを御説明ください。

○一般参加者（鈴木） ヒューマンライツ・ナウの鈴木です。

ヒューマンライツ・ナウの方で提言した意見というのは申立人の要件のことでして、こ

のJ B I Cの異議申立要綱だと、4ページに「申立人の要件」というのがありまして、「当該国の2人以上の住民によりなされる必要がある」ということで、代理人もできるのですけれども、授權していることが必要で、本人は特定されていなければいけないということで、全体的な制度の立てつけを見ると、まず申立人がプロジェクトに関して実施主体者と協議をすることになっていると。原則的にはプロジェクト実施主体者に申立人の特定する事項は伝わる。匿名にすることもできるようですが、匿名にしても、物事の性質上というか異議の内容の性質上、どの辺のどういう人がやっているかというのはその中身を見ればわかってしまう場合も結構あるわけで、ここで私が懸念しているのは、プロジェクトを実施する国にはいろいろな国があつて、表現の自由が余り保障されていないとか、政治的参加の自由が余り保障されていない国もあるわけで、そういう申し立てをすると、国がやっている国家プロジェクトに対して反対するのはけしからんということで、いろいろな圧迫を受けるとか、甚だしい場合には超法規的殺害の被害に遭うとか、強制失踪させられるとかということが十分考えられるわけで、当該国の住民でなければいけないという申立人の要件はやや厳しいのではないかと考えているのです。国連なんかがやっている人権関係についての——1980年代から審査手続ができてきましたけれども、要するに、被害者でなければ申し立てられないということではなくて、現地の情報を十分によく知っている者とかNGOとか、そういう者が申し立てることを可能にしている人権不服審査制度というものがありますので、申立人を現地の人に限定するのはどうなのかと疑問に思っていることと、代理の場合も同じような問題が出るのですけれども、その申立人の要件の点についてももう少し柔軟な考えができないのだろうかというのが提案の趣旨です。

○原科座長 ありがとうございます。

この件について。

○松下委員 申立人の要件の関係ですが、先ほどお配りいただいたガイドラインの手続要綱の5ページの4の(B)「申立人の住所・連絡先」で、「異議申立は本名で行われ、連絡先が明記されていなければならない。但し、申立人にかかる情報は、法の要請による場合を除き、外部には公開されない。また、プロジェクト実施主体に対しての匿名を希望する場合には、その旨記載することができる」、こういった条項が設けられていて、申立人のある程度の保護を目指した趣旨だと思いますが、こういう記載でもまだ不十分だということでしょうか。

○一般参加者(鈴木) 私が申し上げているのは匿名にすることができるということなの

ですけれども、申し立ての不服の内容でどの辺の地域に住んでいる人かというのはわかってしまうと思うのです。通常、申し立ての中身で、こういう不遵守の事態があったとかいう事実を細かく適示すればするほど、幾ら匿名にしてもだんだん特定されていってしまうということがあるということで、申し立てをするに当たって非常に障害になるのではないかなど。実際問題としては、手続は、JBICの本店が日本にあるということもあり、現地の大きなNGOが日本のNGOとタイアップしてやるとか、国際的なNGOが何らかかかわってやるとか、多分そういうことになって、現地の農民が出てきて自分でやるということは余りないと思うのですけれども、特定した個人が申立人にならなければならないくて、その授権がなければならないということにすると、申し立てようとする人にすごい心理的な負担があると思うのですよ。私は弁護士なのですけれども、日本でも行政訴訟をやるときに、国に盾突いたら何か嫌がらせされるんじゃないかとか、日本みたいな国でも訴訟を提訴するのにすごく抵抗を持つ人がいることは事実で、いわんや表現の自由が余り保障されていないような国で国家がやっているプロジェクトに抵抗するような、訴訟ではないとしても、外国の機関というか、国に関係する機関に対して何か異議申し立てをするというのは相当心理的なハードルがあることだろうとあって、そういう観点からは、現地の情報に精通したNGOといったものを入れるべきなのではないかなどと思っています。

○原科座長 なるほど。確かに今おっしゃるような懸念はわかります。だから、それは考えないといけない気がいたしますけれども、委員の皆さん、いかがでしょう。

○松下委員 世銀の方はどうでしょう。

○原科座長 世銀の場合はそういうことは特にはないのですか。

○福田委員 世界銀行の規定はここに書いてある内容とほぼ同じで、特定されなければならないが匿名であることを希望することができるという形になっています。それから、世界銀行の場合は特殊なものがあって、理事による申し立てというのが可能なのです。世界銀行の理事会の理事が申し立てるという場合があって、この場合であれば基本的には申立人は不要というか、理事が申立人という関係になりますが、そういう手続は可能です。

○原科座長 そういう道があるのですね。

○福田委員 世界銀行の中でこの件が大きな問題になったのが、中国の西部貧困削減プロジェクトに対するインスペクションパネルへの申し立てで、これはチベット族が住むところに大量の入植を含むということで、しかし、もちろん皆さん御存じのことだと思いますが、人権問題、政治問題から具体的にチベット族の人たちが異議申し立てをするのは困難

であるという中で、一応匿名で調査が行われて、実際にこの事業はアメリカ政府の反対等もあって立ち消えになったという事業があります。

○事務局（廿枝） 今の異議申し立ての考え方ですけれども、4ページの真ん中に、「異議申立の手續開始要件」の1として「対象案件」というのがあって、「異議申立は、本行の投融資案件であり本行がガイドラインを遵守しなかったことにより、現実に重大な被害が生じているまたは将来重大な被害が発生する相当程度の蓋然性がある」ということなのです。だから、抽象的な理由で異議ということではなくて、現実に重大な被害が生じる、あるいはその蓋然性が高いということで対象案件が規定されているわけです。ですので、申立人の要件についても現実の直接的な被害を受けた、あるいはそういったおそれがある当該国の方、もしくはその代理人ということになっているわけです。

先ほどのヒューマンライツ・ナウの方のお話だと、たとえ匿名にしても、問題点を具体的に示せば示すほどあらかた分かってしまうのではないかということなのですが、そこは5ページの「申立書の内容」においても、(C)の「異議を申し立てる対象の案件」だけではなくて、さらにその下の(D)で「申立人に対して生じた重大な具体的被害または将来発生する相当程度の蓋然性があると考えられる重大な被害」、それから(E)は「申立人が考えるガイドライン不遵守の条項および不遵守の事実」とか、さらに(F)「ガイドライン不遵守と被害の因果関係」、その後(G)として「申立人が期待する解決策」ということで、現場の状況に応じた具体的な申し立てを求める内容になっているわけです。だから、そもそもこの案件は、余り一般的、抽象的な議論で反対であるということではなくて、現実に被害が発生する、あるいはそのおそれがあるものを解決する方向に持っていこうという思想でつくられているものなのです。

○原科座長 その点はいいいのです。おっしゃるとおり。でも、現地の人々が今みたいなことでなかなか声を出せない場合にどうやって救いの手を差し伸べるかということだと思います。中身はおっしゃるとおりですよ。現実どこかで具体的な被害がある。ただ、その被害を受けるおそれのある方がなかなか手を挙げられない。命の危険があるような場合ですね。これは難しいですよ。そういう場合に、世界銀行ではほかの道を設けてあるのでこれが可能になるということだと思います。我が新JICAもそういう救いの道をつくるかどうかですよ。これは結構大事なことだと思いますよ。

○事務局（廿枝） 私が申し上げたかったのは、そういう別のやり方もあるのかもしれませんが、最終的には具体的な現場で解決が図られるように、相手国、実施主体とも

話を、申立人もしくはその代理人の方及び我々の方でしなければいけない。どういう場所のどういうところについてどういう問題提起がされているというのが最終的には分からないと解決に結びつかない。だから、なかなか現地の方だけでは相手国政府に対して物が言いにくいという状況があるのはよく分かるのですが、そこに我々が関与するとしても、最終的には対話をしていただかないと結局具体的な解決には結びつかない。申し立ての手続をやろうが何をしようが、最終的には現場で対話が起これないと解決にはならないと思うのです。だから、そこは、申立人を匿名にし、代理人の方が入ったとしても、最終的に現場で具体的な解決策を導こうとすると特定されるということは最終的にはあり得るかもしれないですけれども、それは我々が関与することによってアミカブルなものにしていくということだと思えるのですけれども。

○原科座長 ただ、そのときに、直接彼らが声を出せなくてもほかのルートがあるとなれば、迫害の可能性は大分確率が下がると思いますよ。第三者が見てこれはひどいなと思ったら、それは人道という立場から声を出すでしょう。そういう普通の行為だと思いますよ。これはODAでやる仕事ですからね。納税者の立場から言っても、そういう状況があることがわかって放っておくわけにいかないでしょう。だから、現実にはそういうことが起こったとわかった場合、それに対して現場の人が声を出せない、だけど日本の国民がわかったというときに声を出さないで放っておいていいのでしょうかということなのです。私はこれはまずいと思いますね。そういうことをやったらODA予算を減らせという話がすぐ来ますよ。そんなことをやっているのかということになりますからね。これはODAの根幹にかかわると思いますよ。だから、これはやはり深刻に考えた方がいいと思いますね。世銀でそういうルートを持っているのは、そういう趣旨でしょう。

どうでしょう、ほかの委員の方、御意見は。

○福田委員 いろいろな異議申し立てが想定できると思うのです。例えば、おれは土地を持っていたのに補償がもらえなかったじゃないかということになってくれば、最終的にその問題を解決しようと思えば、その事業者とその申し立てをした人の間で何かしらの交渉、あるいは事業者による申立人へのアクションがとられなければならない。そういう意味では、そこをいかにきちんと協議できるように設定するかというのはJ B I Cの役割であるのは甘枝さんのおっしゃるとおりだと思うのですけれども、一方で、もうちょっと根本的に、この事業は間違っている、そもそもおかしいじゃないかという申し立てというものもあると思うのです。例えば、先ほど御紹介した中国西部貧困削減プロジェクト、これは世銀

のプロジェクトですけれども、ダムを幾つもつくるのにE I Aもやっていないとか、大規模な入植があるのに受け入れ側のコミュニティの社会影響なんか何も調査していないとか、そういう事業だったわけですよ。でも、こういうものになると、その異議申し立ての内容というのは個別の具体的な申立人の問題解決云々かんぬんということではなくて、問題解決というか、やめてくれと。やるなら根本的に一からやり直せというような中身になってくるのであって、そういう場合は必ずしもだれが申し立てているのかということが重要な問題になるわけではないでしょうし、ここに直接的な被害の蓋然性というのがありますけれども、これも恐らくもうちょっと違う形で要件としては見ていくことにはなるのだろうなと思います。

○事務局（廿枝） 今、福田さんのおっしゃったようなものにするのであれば、この異議申立手続を根本から作り替えるという話になると思います。

この異議申立手続要綱の7ページに「予備調査」というのがございますが、その3つ目のポイントに、環境ガイドライン担当審査役は濫用防止の観点から以下のチェックを行うということで、濫用の例として、補償金を不当に獲得することとか、プロジェクトの進捗を遅延させることのみを目的とするとか、こういうことが書いてあるわけです。そもそも遵守しているというJ B I Cの主張に異議あり、そして実際にこういう被害も生じている、あるいは生ずる可能性がある、その両者には因果関係ありという具体的、現実的な被害がある場合に限ってこれをやっているわけですけれども、そういう具体的な被害、あるいはその蓋然性があるがなかろうが、そもそもその事業自体に異議ありということでの異議申立手続ということであれば、今のこれとは全く違うものになりますので、そういう異議申立手続というのも世の中にあってもいいのかもしれませんが、それはこの異議申立手続要綱をどう改善していくかというレベルの話とはまたちょっと違う話かなという感じがしますけれどね。

○原科座長 今のはそういう趣旨ですか。

○福田委員 そこまでのことを申し上げたつもりはないのですが、例えば何万人もの漢民族がチベットに入植するということになれば、それはチベット社会に大きな影響を与えるということは——どこに住んでいるだれそれがどういう影響を受けるのかという直接的な影響というのものもあるでしょうし、もう少し違うレベルで影響を見なくてはいけない場合もあるのではないかということをおっしゃったかっただけで、別に具体的な被害とは関係ないところで申し立てが認められるべきという話をしているわけではありません。

○原科座長 だから、現実に重大な被害が生じている、または将来重大な被害が発生する相当程度の蓋然性があるということですから、そういう意味ですね、今おっしゃったのは、それが量が大変莫大な場合にはどうするのかとか、そんなことだと思います。だから、廿枝さんがおっしゃった意味ではないと思います。やはり環境社会配慮だということだと思います。

どうぞ、岡崎さん。

○J B I C (岡崎) 国際協力銀行の環境審査室長の岡崎でございます。

福田委員のおっしゃった案件は、私も当時ワシントンに駐在しておりましたからよく記憶していますが、あの案件は、要するに世銀の意思決定に対して反対したわけです。それで、チベットのコンポーネントを外して世銀は理事会で承認しているのです。

今、廿枝が申しあげましたように、世銀としてその案件をやるかどうか、あるいはJ B I Cとしてその案件をやるかどうかということに影響力を行使するということは、これは全く別の議論であって、この異議申立手続というのはあくまでも当事者間の対話を促進して事態の解決を図るためにつくりましたので、プロジェクトの根本から、これをやるか、やらないかということの根拠として設けているわけではないのです。ですから、世銀あるいはJ B I Cのやろうとしていることに対して、その案件に反対だということであれば、それはまた別のやり方があるわけで、まさに世銀の案件がコンポーネントを変える形で理事会で承認されたのも、チベットの部分を外したのは、世論でこの案件に対して世銀の理事会として承認すべきではないと。アメリカの代表の理事もこれはチベットの問題があるので反対だと。案件をそのまま通したらつぶれかねないので、当時の世銀の事務局はチベットの部分を外して案件として理事会で承認したと記憶しています。

ですから、案件の意思決定にどう影響力を及ぼすかということと、個別の案件で影響を受けない、あるいは受けるかもしれない、そういう人と事業実施主体との対話をどう促すか。異議申し立てというのは、確かにガイドライン遵守・不遵守ということもあるのですが、より大きな問題は、事態の解決を図るために当事者間の合意に基づいて協議を促すことにあると思います。ですから、今、福田委員がおっしゃった、案件の根本から反対する場合にどうしたらいいのだというのは、この手続を使うのではなくて、別な手段があるのではないかと思います。

○原科座長 千吉良委員、どうぞ。

○千吉良委員 こういうのはステークホルダー対応で時々私なんかも直面する問題なので

すけれども、要は、異議を申し立てている人がNGOだったりする場合、本当に現場の声を代表しているのか、反映しているのかという見極めがよくわからないという問題があります。そのところを確認できないまま進めると、本当に世界にあまたあるNGOが全部来てしまったりするという事も考えられて、これはパンクしてしまうということで、やはり一定の歯どめはかけなければいけなくて、そういう意味では、一番大事なものは、直接的な被害を受けた人を代表しているのか、代理しているのかどうかというところだと思います。そういう意味ではこの代理人のシステムというのはいいのかなと思っていますし、先ほど会場からヒューマンライツ・ナウさんがおっしゃったような問題点があるのだったら、世銀がとっているように、JICAの内部から異議申し立てをできるような手続とか、そういったものを用意するのがいいのかなという気がします。

○原科座長 そうですね。だから、世銀は理事という格好ですからね。内部でしかるべき見識でやっていただくということで。そういう道はあるかなと思いますね。

○福田委員 済みません、岡崎さんのおっしゃったことに一言だけ申し上げたいのですが、この手続をつくるときに、そもそも手続をつくるのは遵守確認のためなのか、現場の問題解決のためなのかというのは相当議論したと思うのです。実はこの手続自体はハイブリッド型、両方やりましょうという形で、どちらかだけにフォーカスする手続はないという整理でつくられています。例えば世界銀行のインスペクションパネルというのは基本的には遵守か不遵守かだけを判断する、問題解決についてはマネジメントにゆだねるという仕組みでつくられていますし、ADBのアカウントビリティ・メカニズムというのは2段、問題解決の手続をまず先に置いて、その後それに不満があれば調査するというメカニズムで進める仕組みになっていますし、そこはいろいろな制度の立てつけがあるという中で、このJBICの制度というの恐らくその両方をにらみながら1つの手続をやっているという形になっていますので、それは多分両方が来る。要するに、このプロジェクトはおかしい、不遵守ではないか、そもそもJBICが融資すべきではないでしょうというものも来るし、あるいは、プロジェクトそのものはなるほどわかりました、しかし私のところでこういう問題があるので問題解決してくださいというものも来る。それは両方あり得るというのがそもそものこの手続の前提なのだとは私は思っています。

○原科座長 異議申し立ては、これは大変ですね。

どうぞ、高橋委員。

○高橋委員 JVCの高橋です。海外出張が長かったもので3回ほど続けて休んでしまい

ました。申し訳ありませんでした。

私も議論を聞いていて、印象レベルの話になって申しわけないかもしれませんが、今、福田委員がおっしゃったように、このガイドラインがちゃんと問題解決するという方向を向いているのかというところが見えないと思うのですね。そこまでガイドラインに求めていいのかという議論は恐らくあるのだらうと思いますけれども。

なぜそのことをいうかと言うと、ODA全体において問題解決が相手国政府とかに丸投げされているところがかかなりあって、問題解決に対してきちんと向き合っていくという姿勢が十分ではないという感じがしています。今の何人かの議論の中でも、ガイドラインは基本的にはステークホルダーの対話を促進していくためのツールなのだというお話があったのですが、問題は対話ができない状況もあるということの認識ですよ。もしくは、対話が難しい状況の中においても、「対話を促進する」のだということだけを制度的、機械的に進めていっても、実際にはある種対話をする相手を恣意的に選択してしまうという問題も生じてくるわけで、ならばそういう対話が難しい状況や国に対して日本がどう対応するのかということに対してきちんとした取り組みがなければいけないのではないのでしょうか。そういう取り組みがODAの他の部分、もしくはガイドライン以外のところできちんと対応できているのであれば、それはそれでこれとの組み合わせで十分な対応ができると考えられるのでしようけれども、ODAのほかの部分を見ても、ガバナンス支援など必ずしも十分ではない。だとするならば、このガイドラインにおいてハイブリッド型としてきちんと問題解決を指向する要素をどう組み込むのかということを経論すべきだらうと私は思います。

○原科座長 このガイドラインといったのは異議申し立ての部分ですね。

今の各国で状況が違うというのはこれまでも随分議論してまいりましたので、そういう社会の状況をよく考えて、日本あるいは日本政府として適切に対応できる仕組みにしておかないとまずいと思いますので。

これはなかなか結論が出しにくいところがありますけれども、どうしますかね。

○松下委員 現行の異議申立手続は、繰り返し説明がありまして、ガイドラインの遵守・不遵守と、現実に重大な被害が生じている、あるいは相当程度の蓋然性があるという場合に限っているのですね。案件の意思決定は別途その前に何らかの形でされているという前提があります。

○原科座長 そうではなくて、案件の意思決定は終わっていないのです。さっきからの話

で。

○松下委員 現行のJ B I Cの異議申立手続では異議申立手続によって案件の意思決定に影響を及ぼす形にはなっていないように思われます。そのようにすることが必要だという議論もありえますが、それにはやはり根本的な議論の整理が必要だと思います。

○原科座長 基本的考え方をもう一回整理しないとまずいかなという感じを持ちました。そうすると、このまま議論してもなかなか難しいので、皆さんよく考えていただいて。それで、J I C Aの場合の異議申し立ての考え方とJ B I Cとは全く同じなのかどうかもう一回検証した方がいいかもしれないですね。そんなこともちょっとやりましょう。

これを続けますか。時間の制約もありますので、きょういろいろ、まさに新しい論点が出たような感じがしますので、もう一回検討するようなことでどうでしょうか。

○清水委員 済みません、ずっと黙っていたのですけれども、最後に1点だけ。

今の議論は、現在のJ B I Cの異議申立手続要綱にのっとって有償資金協力の部分について議論していたわけですが、今後は無償も基本的にこれと同じようなプロセスに乗っかる形で議論していくという形ではよろしいでしょうか。

○原科座長 だから、それをどうするかをみんなで考えていかなければいけないですね。

○事務局（熊代） ちょっと事務的な言い方で申しわけないですが、基本的にはガイドラインの検討をした後に異議申立要綱の議論をするということになっていますので、ガイドラインの議論が一通り終わって、ガイドラインの具体的な案を検討をした次に異議申立要綱は当然議論するということになりますので、そのときでもよろしいのではないかとは思いますが。

○原科座長 ガイドラインにどこまで書き込むかです。だけど、基本的考え方をもう一回整理しておかないとまずい。いいのかな。心配になりましたね。

J B I C・J I C Aは基本的に同じ考え方と、双方そういう認識をしておられますか。

○事務局（渡辺） 経緯から言いますと、J B I Cの要綱ができてからJ I C Aの要綱をつくったものですから、そういう意味ではJ B I Cの要綱をかなり見ながらJ I C Aの要綱をつくったという点がございます。ただし、そもそもJ I C Aの対象事業は調査の部分が多いということもありますので、そこは本体事業が入ってきたときに考えるべき点が出てくるというように認識しております。

○原科座長 これが1枚ついたためにいろいろ議論があったので、最初にこのようになったところがだんだん修正されているのです。ですから、J I C Aの場合にはもうちょっと

踏み込んだ考え方だと私は認識しているのです。その辺はJICAの今のベースと合わせるとちょっと違ってくる可能性があるので、やはり考え方をきちんとやらなければいけないと思います。

では、根拠法のところはもう一回しっかりやりますか。その分の確認は。おっしゃるようにその次の段階で手続は詳しいことを決めると。

○福田委員 ちょっと議論が大きくなり過ぎている感が私もしまして、しかもガイドラインがないまま大きな議論をしていて、ちょっとよくないかなと最初に申し上げたのですが、やはりよくなかったかなという気がします。

熊代さんの先ほどのお話ですけれども、基本的には異議申立要綱についてはこの委員会の場で改めて議論する機会を設けさせていただくということによろしいのですか。

○原科座長 そういうことになりますね。後の段階でということですね。

○事務局（熊代） この有識者委員会の設置要綱の中に異議申立要綱も議論すると入っていますので、それは別に。

○福田委員 そうですね。失礼しました。

○原科座長 だから、段取りとして後にすると。

どうぞ、北村委員。

○北村委員 外務省の北村でございます。

私も若干話が大きくなっていて混乱している部分があって、そもそも環境社会配慮ガイドラインというもののスコープをどうするのかというところで私自身若干見失っているところではあるのですけれども、基本的にこのガイドラインというのは途上国においてODA案件を実施する際の環境社会配慮というものをきちんと民主的な手続に則って確保していく必要があるとの観点から定められるものと考えています。その中で、この異議申立制度というのはそういう一連の手続の最終段階のところでの措置ですので、そこに、事業を実施すべきか否かを判断する機能まで全部負わせるというのは個人的には少し違和感があります。先ほど意見があったように、案件を実施する、しないというのは、環境社会配慮ガイドラインが対象とする次元よりさらに前段階の、そもそも論のところの議論のような気がします。繰り返しですけれども、この環境社会配慮ガイドラインというものに何をどこまで背負わせるのかというところについてはきちんとした整理が必要だと思います。

○原科座長 そのところは議論しておきましょう。この件は一応きょうはストップして、もう一回、まだ若干日程がありますので、今の点について確認したいと思います。よろし

いでしょうか。——どうもありがとうございました。

では、異議申立制度につきましてはここまでいたしましたので、次は人権ガバナンス関連で、随分項目がございますが、順次参りたいと思います。

整理していただいたメモを見ますと、まず19ページから20ページ、「人権への配慮」ですね。

今の規定を確認しておきます。「JICAは、協力事業の実施に当たり、国際人権規約をはじめとする国際的に確定した人権基準の原則を尊重する。この際、女性、先住民族、障害者、マイノリティなど社会的に弱い立場にあるものの人権については、特に配慮する。人権に関する国別報告書や関連機関の情報を入手するとともに協力事業の情報公開を行い人権の状況を把握し、意思決定に反映する」、こういう規定になっております。

これに関しまして、NGOの方、御説明ください。

○一般参加者（鈴木） ヒューマンライツ・ナウの鈴木です。

私どもの提案が1行で書いてありますけれども、もともと提言書を出しておりますので、まず私どもの提案の内容を説明して、どうしてそういう提案をするに至ったかということをお話したいと思います。

提言の内容は、プロジェクトの人権状況に与える影響を個別に見る前に、まず前提として、そのプロジェクトが行われている地域においてどのような人権保障状況があるのかというのを分析する必要があるだろうと。その上でプロジェクトの影響を見る必要があるということと、あとは人権の状況を見るということの中に、例えば教育を受ける権利が十分ではないとか、食料に対する権利が十分ではないとか、土地に対する権利だとか、個別の権利のカタログの話だけではなくて、それを取り巻く対応する政府の制度が人権保障に実効的なのかどうかということとかなりかかわってくる話なので、人権関係の条約を批准していて、そういう人権機関のモニタリングがあればそれなりのものになったりするかもしれないし、司法制度がある程度きちんとしていけばきちんとなるかもしれないのだけれども、そういうところが弱いと多少の侵害があってもそれが回復されないということも出るだろうから、その権利の侵害状況のほかに、政府なり権利を確保すべき責務がある人の対応状況というのも状況分析としては必要なだろうなと思っています。そういうことをこちらは提案したのです。

この提案に至った趣旨は、1つは形式的な話で、JBICのガイドラインとJICAのガイドラインでこの人権に関する書きぶりが違って、JICAのガイドラインについ

ては、先ほど座長が読み上げられたように広く人権状況について把握するというので、把握する際には国別報告書であるとか関連機関の情報を入手するというようなことが書かれていて、今私が言った2つのポイントももしかしたら把握されているのかなとも思いますが、JBICの方にはそういうことが余り書かれていないということが1つ。形式的な理由なのですが。

実質的な理由としては、やはり政府のODA事業であるので、日本の国として人権侵害に関与するようなことがあってはならないだろうと、それは人権条約上も憲法上もそうだろうということがあって、そうはいつでも、いろいろな発展段階があってなかなか全部きっちり求めるのは難しいという議論もあるかとは思いますが、他国とか国際機関でも、人権影響を見るというのはだんだんやられ始めているのではないかと思っています。

10年ぐらい前に世界人権会議というのがあって、ウイーン宣言と行動計画というのができたのですが、そのときには、国際機関と地域機関だけなのですが、地域の金融機関については人権評価制度を導入するよう検討すべきであるということが国連の会議で決まって、世銀グループなんかでは、IFCとかグローバル・コンパクトの事務局が協力して人権アセスメントのためのツールを開発しようとして研究していたりしますし、JICAでも、ほかの援助機関で人権配慮をどのようにやっているのかという、「環境社会配慮における人権配慮」という客員研究員の方もレポートも出ていたりして、ほかの国のやり方なども多少紹介されているところでもあって、だんだんやられ始めていることでもあるので、JBIC・JICAでも今後取り上げる必要があるのではないかと提言の理由です。

JICAの方のコメントとしては、人権の配慮といっても広過ぎてなかなかやりにくい、先住民族の権利とか個別のところについて対応していくというようなことが書いてあるのですが、個別のプロジェクトの影響を見るには、最終的にチェックするときには小さい項目に割って見ていかないと、大ざっぱに見ていってもわからないというのは確かにそうかもしれないのですが、私が強調したいのは、プロジェクトの影響を個別に見る前に全体状況を把握しなければいけない、人権評価に関して言うとEIAがないので、一般的な人権状況を把握して政府なりの対応状況を把握することも必要だろうと。個別のことについては、先住民族と子供の権利とか、個別に少しだけではなくて、ほかの機関がやっている人権に関する影響評価のツールを見ると、例えば水へのアクセスとか、食料へのアクセスとか、宗教の自由なんていうのも出てきて、プロジェクトによっては宗教施設へ

のアクセスが阻害されるかどうかとか、そういう細かなチェックリストがあるものもあります。ほかの分野についてもやっていきながらいろいろな個別のチェックリストというのはつくれると思うので、ガイドラインでそこまで細かく書く必要もないような気もするので、全般的な人権への配慮についてもっとコミットできるような書きぶりを考えるべきだろうと思っています。

○原科座長 ありがとうございます。

そうしますと、御提案は、まずJICAのガイドラインに書いてあるものを全体として残してもらいたいということが1つですか。それでさらに表現を変えてもらいたいということになりますか。

○一般参加者（鈴木） 具体的な文言で申し上げるとすれば、JICAにあるような中身について最低限——JBICとJICAで1つになるのですからあれですけれども、新しいものに最低限このような文言を入れてほしいということと、人権の原則を尊重することと人権に関する情報を整理することなのですが、今ちょっとぱっと言葉が思い浮かびませんが、要するに人権を確保するための手段、政策、枠組みとか、そういったことの評価というか、前提状況としてそういうものを見た上で人権確保できるかどうかを判断すべきだろうということをごく盛りに盛り込んでいただければと思います。

○原科座長 それでは、委員会としましては、基本的にこれはJICAのものに今ありますから、特にODAですから同じようなことで、このこと自体はいいですよ。

あと、プラスアルファの表現をどうしたらいいかというところで何か御意見ございますでしょうか。

○高梨委員 現行のガイドラインをつくったときも私も質問させていただいたと思うのですが、個別のプロジェクトになった場合にこういう社会的な一般的な状況をどう調査するかというのは、現実には難しいですね。例えば道路をA地点、B地点につくる場合、あるいは発電所をつくる場合に、人権侵害はどうかということと言っても、調査の段階では盛り込むのは難しい。我々がF/Sのレポートのときにいつも課題になっている問題で、前段でマクロなことをまとめることが多いのです。ところが、それは各プロジェクトに共通なことが多いものですから、そういう同じことを各プロジェクトでやるのはどうかという議論も一方であるのです。例えば教育権が云々といった場合、道路と教育権をどうこの報告書の中でまとめて改善する云々ということが言えるのかと、恐らく現場では苦勞すると思うのです。ですから、こういう表現が現行のガイドラインであれば、これ

をそのまま使うにしても、それ以上のものをやるとなると、これは個々の案件レベルの話ではなくて、例えば国別援助計画とか、もうちょっとマクロな日本のODAの方針の中でどう取り組むべきかという議論をした方が、結果的には目的に合うのではないかという気がします。

○原科座長 ほかにございますでしょうか。

では、人権の件は今ある記載は確保する。あと、ガイドラインの案ができた段階で文言のチェックといたしましょう。よろしいでしょうか。

では、次に参ります。22ページです。歳入の透明性、ガバナンスというところです。22ページの真ん中辺ですね、16「その他」というところで、「プロジェクトが生み出す収益が貧困削減やガバナンスに悪影響を与えないことを確認する必要がある」。これも御説明ください。

○一般参加者（鈴木） 再びヒューマンライツ・ナウの鈴木です。

まず私どもヒューマンライツ・ナウの方で提言したのは、提言書は4-4-2で、きょうは配られていないのですが、要は、いろいろなプロジェクトがありますけれども、大規模なプロジェクトである程度の収益が上がるような場合に、その収益が国家の歳入でどのようになっているのかということが1つと、その歳入が実際どのように使われているのかというようなことについて、情報公開ですとか、使い道が開発目的に照らして妥当でないような場合は事業をやるかどうかについても判断が必要だろうという観点で、事業を取り巻くガバナンスという論点で提案させていただきました。ガバナンスの問題というのはかなりいろいろな問題があり得て、例えば汚職の問題とかもあり得るのですが、汚職の問題は汚職の問題で別の論点がありますし、紛争とかの関係でもガバナンスというのはよく言われますけれども、紛争の問題は紛争の問題でまた別個の論点になっているので、ここでは、ある程度の大規模なプロジェクトから大きな収益が上がるという場合に、政府へ歳入の公開とその使い道の公開、そしてその使い道が開発目的というか周辺の地域住民の人権を侵害しないようなものであるということをレビューするべきだというのが提言の内容です。

そんなことが本当にできるのかとか、いろいろ議論があり得るかもしれないのですが、そういうことを問題意識として上げた理由は、大きなプロジェクトで大きな収益が上がって、そのことによってまた大規模開発などが起こって地域住民の福利の向上に役立たないというようなことが実際あるので、その地域の人権保障とか貧困削減とか、そういう目的

に照らしてどうか疑問に思っているということが1つと、もう1つは、歳入の公開とかいう問題に関して言うと、最近では腐敗防止条約を多くの国が批准しているということもあって、国家の歳入歳出をある程度公開にすべきだということが大きな潮流になっているので、そういうことをある程度要求していくとか支援していっても以前ほどの大きな困難はだんだんなくなっていくのではないかとということでこの問題を提起しました。

○原科座長 そうすると、これは環境社会配慮項目にそういう関係の項目を加えるべきだという御提案になりますか。

○一般参加者（鈴木） 今回のJICAのガイドラインの中には、この前、影響を与えるスコープのところで議論して、広過ぎるのではないかと議論があったのですが、このスコープでいろいろなものが上がっていて、この中に読めないこともないという気はしますけれども。今言った趣旨がそのスコープの中に入っていないのだとすれば挙げていただきたいという趣旨です。

○原科座長 JICAの場合だと、2.3が「環境社会配慮の項目」ですが、2.3.1で環境社会配慮項目リストがありまして、「貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ」という表現がありますが、これではちょっと不十分ということなのか、あるいはこれでいいのかですね。皆さん、御意見いただけますでしょうか。

○清水委員 ヒューマンライツ・ナウの提言と関連したところで、NGO提言の中にも歳入の透明性に関する論点がありますので、これに関しても……

○原科座長 それはちょっと後にして、今の貧困層云々の話のところの関係はこういう項目でよろしいかというのを確認してもらいたいと思います。ここで入っているということなら、今の件に関してはJICAのこの枠組みを使えばいいことになりますよね。そんなことでよろしいですか。もしよければそうしましょう。ちょっと違うのかな。

では、今御発言の方、これでいいかどうか。

○一般参加者（鈴木） だから、提言の内容としては、すべてのプロジェクトというわけではないけれども、大きな収益が上がるプロジェクトについてその収入を明らかにすることと、支出がその開発目的に資するものかということなので、強いて言うと、このスコープの中では「被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性」とか「地域における利害の対立」にも関係するのかもしれませんが、こういうところに入ると言えば入るのかなと思うのですが、ただでさえいっぱいあり過ぎて広くて、実際にレポートをつくるときに困難だという御意見も出ているので、そういう問題だったら明確にするとか。

○原科座長 これは、これだけある中で選ばばいいのだから、スコーピングでね。そういう問題はこの枠の中に入っているのだから、それを選んでもらえばいいので。それでいいのではないですか。どうでしょう。

○高梨委員 普通は、今言われたような、料金を徴収して、それでプロジェクトの財務性を見るとか経済性を見るというところでは、F/Sの中で触れることも当然あるのですね。ですから、少なくとも当該プロジェクトにおいてどのような金銭的な収入なり支出があるか、それで経済的にどういう収支があるかというのはカバーされると思うので、それを環境社会配慮ガイドラインの中でうたうのは現実的にどうかという感じも持ちます。さっき言ったように非常に幅広いアイテムが既に書かれているのであれば、その当該プロジェクトが特に重要な場合でしたらそこで選んでいただくことになると思いますけれども、これを広く常に同じ案件で環境社会配慮の観点からチェックするというのはちょっと行き過ぎのような気がします。

○原科座長 スコーピングはそのためなのです。大事な問題を絞り込むのです。だから、その大事な問題の範囲を決めておけばいいのです。

どうぞ。

○福田委員 また私がNGOの方に質問すると後で怒られたりするのですけれども、済みません、ODAの事業で収益を多額に生み出すというのがイメージがわからないので、具体的にどういう事業を念頭に置いておっしゃっているのかというのをまず確認させていただきたいのですが。

○一般参加者（鈴木） どういう事業を念頭に置いているかということなのですが、電力とか水道とか、従来であれば国とか地方自治体が行っていたと思われるようなプロジェクトを民営化するというようなことが最近よくあって、そういう大規模な公共サービスみたいなものを行っている場合に、それは赤字になっている場合もあると思いますけれども、寡占市場なり独占市場になったりしますから、それなりに大きな収益を生み出すことはあるのではないかと思うのですが。

○原科座長 民営の場合はODAの対象にならないのではないですか。

○事務局（廿枝） 別に民営化されたからといってODAの対象にならないわけではないのですが、実際問題として、ODA予算に限られる中で、開発効果のより高い、必要とされている案件を選びに選んでやっているわけで、当然のことながら収益性が高い案件というのは何もODAを投入しなくてもそれ以外の資金でできる可能性が相対的に高い

わけですから、そういう民間資金が入ってこられるようなものを最初からODA案件で採り上げるというのは現実にはまずないと思います。

今おっしゃった水道案件あるいは電力案件等、一定の料金収入を前提とした公共事業というのは当然ございますけれども、私どもがODAで採り上げる公共事業といたしますのは、何とか維持管理費用ぐらいいは自分の料金収入で賄えるよう、それぐらいいのサステナビリティは保てるように、いかに実施機関の経営改善を図るかというところが非常に問題でございまして、ましてやインベストメントコストを全部回収してプロジェクトファイナンスみたいにするなんていう案件はそもそもODAの対象になりにくいわけですね。途上国の場合は、特にユニバーサルに水とか電気を供給しようとする、政治的にも料金はかなり低く抑えられていて、私どもとしては、それを何とか、貧困層は抑えるにしても、取れるところからは取るようにして維持管理コストぐらいいは自分たちで賄わないと、財政赤字がどんどん悪化して、せっかく導入した水道施設もろくに修理もできなくなって、そのうちに止まってしまうとか、そういうことになっては元も子もないということで、何とかぎりぎり回していくように仕向けていこうというところでやっているのが現実ですので、おっしゃったような、環境社会配慮面でもかなり悪影響を及ぼすぐらいいの大きな収益を上げるような事業というのは、少なくともODAでは想定しにくいかなと思うのですが、
○原科座長 ということだそうですが、ほかによろしいでしょうか。

そうすると、この件は余り心配しなくてもいいと考えてよろしいでしょうか。では、そういうことにいたします。

3時半になりましたので休憩しましょう。10分間休憩します。40分から再開します。

午後3時30分 休憩

午後3時43分 再開

○原科座長 では、始めましょう。

それでは、次は紛争地におけるプロジェクト、やはり22ページですが、先ほどのところよりちょっと下になります。「紛争地におけるプロジェクトへの援助については、慎重に検討すべき」だという御意見でございます。この件、御説明をお願いいたします。

○一般参加者（鈴木） ヒューマンライツ・ナウの鈴木です。

この点についてヒューマンライツ・ナウの方で提案した内容というのは、紛争とって

も基本的には武力紛争を念頭に置いているのですが、事業が武力紛争を助長するようなことがないように配慮すべきだという観点での意見です。要するに、武力紛争を助長しないようにすべきということと、武力紛争が起こっているような土地では、例えば表現の自由とか、そもそも移動の自由が制約されるというようなことで、ステークホルダーが意見を言いにくいとか、ステークホルダーとの協議がそもそも困難だというようなこともあって、全般的な環境社会影響が重く出やすいので、そういうことに配慮すべきということと、あとは、ほかの論点で挙げたのですけれども、セキュリティガードの問題、保安要員の問題を論点として挙げさせていただいています。紛争地であると、そもそもセキュリティ要員を使わなければいけないからもうしようがないんだという議論になりがちなのですが、通常の、要するに武力行使のための基準、戦争ではなくてセキュリティで安全を守るための銃などの使用については基準が国連でもありますので、そういう基準が守れないようなところでは大きなプロジェクトをするのはどうかというような3つの観点から、紛争地でのプロジェクトに及ぼす影響を考えるべきだというのが提言の内容です。

これを提言した理由は、やはりODA事業であって日本政府のお金でなされるということがあり、日本の場合は御承知のように日本国憲法が平和主義という問題を掲げていることもあって、武力紛争へのかかわりとか助長するようなことはほかの国以上に慎重にならなければいけない特殊な国なのだろうと思っているので、この問題を特に取り上げさせていただきました。

具体的なチェックの項目というのは、紛争に関連して状況分析をするようなツールみたいなものが幾つか出ていますけれども、そういうのを見ると結構大ざっぱなことしか書いてなくて、紛争の原因を明らかにする、紛争にかかわっている人たちを明らかにして、その人たちと十分協議をするというような全般的な分析の問題と、武力攻撃の下で人道法を守っているかどうかというのがかなり重要なチェックポイントになっているようです。あとは提供した物品等が紛争に使われていないかどうかをチェックするというようなことが具体的な項目としてはあるのかなと思います。

○原科座長 どうもありがとうございました。

そうすると、ガイドラインではどういう扱いができますでしょうか。ちょっとこれは扱いが難しいと思いますが、そんなことはないですか。

どうぞ、高橋さん。

○高橋委員 JVCの高橋です。JVCはイラクやアフガニスタンやパレスチナという紛

争地域で活動していて、この点に関して少し関心があるので、補足的な発言をしたいと思っています。

今、ヒューマンライツ・ナウの鈴木さんがおっしゃってくれた問題意識は私も共有する部分があるのですが、ガイドライン上では「特別な配慮を行う」という書きぶりになっていたかと思います。このことに関しては、先ほどの大きな議論という話ともちよつとつながるかもしれませんが、いわゆる国別援助計画の方でやるというマクロの政策レベルでの対応と、JICAもしくはJBICの中で個別に紛争やガバナンスの問題に対する実施政策というレベルでの対応の二つがあつて、具体的にはガイドラインにプラスアルファの部分で何らかの対応をすることになっていくのかなと私は理解していました。その意味で、JICAの中では、PCIA、もしくはJICAはPNAというのですかね、Peace Needs Assessment という紛争を助長しないためのアセスメント・ツールの整備を行っていたと思うのです。恐らくその適用状況とか、実際に運用した場合の課題とか、すなわちガイドラインが求めるような「特別な配慮」が十分にできていたのかどうかというところを一回資料か何かを出していただければ議論もしやすかったのかなと思うのです。しかし実際には時間がなく難しいので、もし可能であれば、今の時点でわかる範囲内でその状況について教えていただきたいということが1点です。

もう1点は、結局、紛争に関して言うと、いわゆる「戦略性が高い援助」の問題ということになると思うのです。つまり、その部分になってくると、恐らくJICAというよりは外務省の方になっていくのだらうと思うのです。意思決定のことも含めて。実際にイラクで行われた無償資金にしても、実際には緊急性が高いということでガイドラインは適用されなかったと私は聞いています。だから、これを本当に適切な案件としていいのかどうか、紛争を助長しないのかどうかとか、そういったところの判断は恐らくJICAの所掌の範囲を超えている部分だと思うのです。その部分については、いわゆる武力紛争とか戦略性の高いものはこれからは所掌としては外務省になっていくのでJICAのガイドラインでは扱わないというスコープで切っていくという認識でいいのかどうか、そこら辺の考え方について教えていただければと思っています。

○原科座長 それでは、このガイドラインの中でどのように扱えるか、あるいは考え方、今、御質問になったようなことに関しまして、JICAの方、お答えいただけますでしょうか。急に言われてもちよつと難しいかもしれませんがね。

今御指摘の点はガイドラインのどの部分になりますか。何ページですか。

○高橋委員 9ページの2. 7の「社会環境と人権への配慮」というところです。

○原科座長 さっきの項目の中ですね。「特に、紛争国や紛争地域」、この部分になりましょうか。

○事務局（熊代） 実例でというのはなかなか難しいと思うのですが、例えば紛争地とか部族紛争のどのあたりのことをイメージして言っているかでまた違うと思いますが、本当に紛争しているところなのか、一たん平和についての合意が終わった後なのかというのによって違うとは思いますが、事業としてはJICAも、先ほど高橋委員が言われたような分析もやって、そういう2つの勢力があるところで事業をするときはどちらかをサポートするような支援にはならないように配慮しながら行っていくとか、そういうことは実施しています。ただ、それを何かファクトで示せとか言われると、ちょっと今なかなかないので、事業を行うときにはそうやってやるべきだというような考え方もありますし、そういう考え方でやっているというふうには言えると思います。

○原科座長 ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。委員の方でどうでしょうか。

○福田委員 もう1件あって、御回答がなかったように思うのですが。

○原科座長 外務省ですね。では、それはここでは扱わない、外務省の問題というぐあいの整理してしまうのか、あるいはあり得ると考えるかですね。

○事務局（渡辺） 援助戦略ないしは例えば国別援助計画でどうするかということは外務省の方で計画づくりをされているときの問題だと思います。ただし、個別の、例えば無償資金協力だったらJICA実施分ということになりますけれども、そこについての調査ということになりますとJICAガイドラインの中で考えていくことになるかと思います。ただ、実際には既に現行ガイドラインでいろいろな影響項目がカバーされておりますし、紛争地だから特別な配慮というよりは、いろいろな状況を考えながらその場所に合ったやり方を考えていくということになるかと思いますけれども、そういった工夫は考えていくということかと思っております。

○原科座長 紛争地の特別配慮はもう既に現行でそう書いてありますね。だからそれやると。

それから、外務省はどんなふうな。

○北村委員 今問題提起いただいたような事案がどのぐらいあるのかということを見ると、実際には紛争地域の真ただ中で援助を実施するという事は現状においては基本的

にないと思います。したがって、環境社会配慮ガイドラインでそこをどう手当するかというよりは、そもそもそういうところで援助を実施する、しないという判断、そういう意味ではまさに先ほど高橋委員がおっしゃったような外交政策としての判断の次元の問題かとは思っています。

○原科座長 中山委員、どうぞ。

○中山委員 私はちょっと違う観点で、済みませんが、コメントさせていただきます。私ども業界も受ける側ですから、こういうところで仕事をやれと言われたときにどうするかと悩むのですが、大体こういうところで仕事をすると、仕事が邪魔されておくれってしまったたり、最悪の場合は帰れなくなったりするのですね。そういったことを考えますと、逆に、こういう案件を出されると手を挙げるところがなくなるのではないかという心配をしております。ということで、外務省さん、JICAさんは一生懸命やっているとしますので問題ないと思いますが、この辺についてはガイドラインでちゃんと対応していただきたいということと、ただ、もう1つ、それだけでは困るので、紛争が終わったところについては、やはり日本のスタンスがあるでしょうから、日本のプレゼンスを上げるためにも、紛争が解決した後のところのプロジェクトについては積極的に採択していただきたい、私ども業界もそれについてはなるべく参加したいと思っております。ちょっと視点が違うかもしれませんが、コメントです。

○原科座長 どうぞ。

○高橋委員 紛争というのは非常に難しく、特に現代紛争はそうなのですが、どこを紛争地と認識するのかとか、どこからどこまでを紛争という時期として認識するのかというのはかなりあいまいになってきているのです。その意味で、確におっしゃるように、紛争として配慮すべきかどうかということの判断としてまず紛争という対象を最初に認識しなければいけないことは、考え方の順序としてはそうなのですが、ではそこをだれがやるのかということが不明確なのです。恐らくそれはJICAとして主体的にできないだろうと思うのです。それは外務省がやることになるだろうと思うのです。その上で、外務省がそのように判断したものに対してJICAが個別の案件で具体的にガイドラインもしくは特別な配慮をPNAもしくはPCIAというものを使ってやるといったときに、また前に出てきた議論とつながっているのですけれども、いわゆる意思決定というものをどこら辺に反映させていけるのかということ、結局不明瞭なままなのです。その点、紛争という問題に関しては「特別な配慮」だけでは決して十分ではない、時には必要に応じて、

これはやるべきではないというドラスティックな判断が出てくる場合もあると思っていますので、その辺を意思決定とガイドラインの機能との関わりでどのように考えればよいのか教えていただければありがたいと思っています。

○原科座長 今の点はいかがでしょう。

○事務局（熊代） 余りうまく答えられないのですけれども、どうやってその中身を検討しているかという話ですよね。それは、もちろん基本的にプロジェクトの内容であるとか調査内容を行うべきものを見て決めるということなのですが、基本的には。ただ、そこで考慮する状況が、例えばこんな国では絶対援助しないであろうという国であれば当然やらないだろうし、その国の中でもこういうところは治安の問題から絶対行わないであろうというところはやらないだろうし、そういうところは例えば外務省の方から情報を得ながら相談して、ではこれをやりますか、どうですかという風に決めていくというようなことかと思えます。要するに、これはJICA、これは外務省とか、そういうわけにはなかなかいかないのではないかと思います。

○原科座長 この件はなかなか御回答も難しいと思えますし、ガイドラインでどういうぐあいに扱えるか、私もよくわからないところがありまして、今はそういうところで、ほかの意思決定のプロセスで決まって、実際に事業が行われる場合にどのような配慮をしたらいいかというような格好のガイドラインの規定になっております。それ以上どういうぐあいに対応するかというのは、どうでしょう。ガイドラインの範囲と考えていいのかどうか、その辺はどうなんですかね。これを「その他」に分けたのはそういうことで、対応する規定がなかなかないのでその点はよけたと思うのです。

○事務局（廿枝） 私が言うのも何ですけれども、今のJICAのガイドラインの規定ぶりを見る限り、紛争地域だと現地でのステークホルダー協議が実質的になされない可能性が高いので、特にそういう紛争がある場合においては実質的にステークホルダーとの協議や現地での情報公開が担保されるように留意するのだというガイドラインだと思うのです。だから、そもそも紛争地域あるいは紛争を抱えた国に平和国家である日本が援助すべきかみたいな話はむしろ外交政策の話ですから、政府の方で判断する話だと思うのですが、一応日本の外交政策をクリアして、新JICAとして具体的なプロジェクト、事業を支援するのだということで、それに向かって我々が実施機関としてやるときに、事業サイトの周辺で局所的に紛争があるというのが分かっている場合、そこは注意せよということで、その限りにおいては、環境社会配慮ガイドラインの中で求められている手続がそういう特別

な条件を抱えた場所でもしっかりと守れるように、逆に言うと、それができないのであれば、別に紛争地域だから支援しないというのではなくて、紛争地域であってステークホルダー協議とかそういう環境ガイドライン上必要な手続が満たされないので支援できませんと、そういう整理になるのではないかと思うのですけれども。

○原科座長 結果的にそうなる可能性が高いのではないかということですね。そんなところではないかという感じは私もいたします。

どうぞ。

○一般参加者（鈴木） ヒューマンライツ・ナウで紛争のことについて取り上げたときに、その提言の内容は3点あると言ったところの2番目のステークホルダー協議とか情報公開といったことについては、今のガイドラインは確かに「特別な配慮」をするということになって、今の御説明だと、配慮をしてもできないときには事業もできないときもあるというお話だったのですが、一番最初に私が申し上げたのは、援助自体が紛争を助長するようなことがないのだろうかということをチェックするべきだということで、このガイドラインをつくるときのJICA環境社会配慮ガイドライン改定委員会の提言という2003年の提言を見ると、14ページ目にあるのですけれども、「援助案件自体が、紛争の助長などの問題を引き起こすおそれがあるかどうかについて、環境社会配慮ガイドラインで可能な配慮を行うほか、援助案件の適切性という観点から、別途のチェックがされることが適当であろう」という取りまとめになっていて、後段の方の「援助案件の適切性という観点から、別途のチェックがされることが適当であろう」というのは外交政策の問題とか外務省の問題なのかもしれませんけれども、「援助案件自体が、紛争の助長などの問題を引き起こすおそれがあるかどうかについて、環境社会配慮ガイドラインで可能な配慮を行う」というのは環境社会配慮ガイドラインが問題になるのだらうと思っていて、今の環境社会配慮ガイドラインを見ると、2.7の「社会環境と人権の配慮」のところの「特別な配慮」というのはちょっと趣旨が違うところかなと。無理無理読めば、影響のスキープのところ「地域における利害の対立」というのがあるので、これに入るという理解なのか、それとも、提言ではこうあったけれども結局ガイドラインには反映されなかったということなのか、そこら辺、従前の経緯がよくわからないものですから教えていただければと思うのですが。

○原科座長 提言が手元にありますけれども、今おっしゃった点は、「住民への抑圧的な状況を助長しないよう、平和に与える影響への配慮を確保することは重要である」との議論

があった」ということです。ですから、そういう議論はしました。「このような、援助案件自体が、紛争の助長などの問題を引き起こすおそれがあるかどうかについて、環境社会配慮ガイドラインで可能な配慮を行う」というとですね。それで具体的な方法論を考えていった段階ではなかなかそれはうまく見つからなかったということで、先ほどおっしゃったとおり、もしそういう状況にある場合には十分に配慮するという限定的なものしかこの段階では決めることはできなかったということだと思います。ですから、今回はそのことを改めて考えるかどうかなのですが、やはりそう簡単にこのガイドラインでうまく表現できないし。ガイドラインはそもそもそこまで扱えないような感じがするのですけれどね。拡大すれば関係なくはないと思いますけれども、やはり政策判断というか、むしろ外交的な問題の方の別の意思決定で決まると思うのです。どうですかね。

○高橋委員 これも事実確認だけで、ちょっと教えていただきたいのですが、イラクのケースをたびたび申し上げて申しわけないのですけれども、先ほどの廿枝さんの御説明にあったみたいに、外務省でこの国はやるんですよということになったときには、「対話を促進する」ということ、「特別に配慮」ということで、JICAとしては粛々とやっていくのだらうと思うのです。ただ、イラクのケースはたしか、緊急性が高いということでガイドラインは適用しなくていいという扱いになっていたと思うのです。だから、そこの決定も含めて外務省にゆだねられると。これまで私はガイドラインの議論の中で、影響が大きいかどうかとかそこら辺を考えながらスクリーニングしながら、必要なものはちゃんとやっていこうという考え方だったと理解しているのですが、そのもっと上段の部分での政策決定されるODAも残るということでガイドライン適用スコープも決まってくるものだという理解でよろしいでしょうか。私の説明がわかりづらかったら申しわけないのですけれども。

○原科座長 では、イラクの件に関する事実確認ということで、お願いします。

○事務局（廿枝） イラクについては、御案内のとおり日本は円借款もちろん支援していますけれども、円借款以外にも技協、無償も支援しているわけです。私が知る範囲は円借款だけなのですが、円借款について、今、具体的な支援が動き始めております。この円借款については我々の環境社会配慮ガイドラインをすべて適用しております、別に外務省の方からガイドラインの適用をしないでくれといったようなお話はなく、これはやっております。円借款はそのスキームの性格上、紛争直後の緊急的な段階がある程度落ち着いて、いよいよ復興に向けて動き出すという段階から入っていくという場合が多く、イラク

の場合もそうですので、緊急的な措置ということではなくて、通常の私どものガイドラインの適用をしております。

○原科座長 無償の方はありますか。

○事務局（渡辺） 無償については、ちょっと記憶は定かではないのですが、たしか基本設計調査とかそういった調査はやっていなかったと記憶しています。

○原科座長 やっていないということは、そもそもガイドラインの対象にならないということですね。ということで、今の御解答は緊急対応の案件がないということですね。

○事務局（渡辺） 緊急時の案件がないということです。

○原科座長 私はその辺はよくわからないのですが、そういうことですか。何かあったという御認識のようですね。

○高橋委員 15億ドルを使いまして無償でつくった案件が幾つかございますよね。それは、たしか緊急無償で行われているので、ガイドラインは適用はしなかったという理解でよろしいですね。イラクの場合。事実確認だけなのですね。イラクに対する案件の中には、もし紛争国でなければ一般にガイドラインが適用されるような案件はなかったのでしょうか。

○原科座長 緊急時でやった事例があるわけですか。では、それはJICAが関与していたのではないかとということですね。

○JICA（植嶋） 緊急無償資金協力というのはそもそもJICAの対象スキームではないのです。

○原科座長 もともとJICAの対象ではないから。ということはガイドラインの議論はないですね。そうすると外務省の判断でやると。

○北村委員 済みません、対イラク支援については私自身詳しく把握していない部分があるのですが、緊急無償のみならず、無償資金協力の本体事業については、現状では、適用される環境社会配慮ガイドラインがない形になっています。通常の一般プロジェクト無償であれば、本体事業に先立つ事前調査にガイドラインが適用されているのですが、イラクの場合については治安状況等々もあり、かつ緊急ということあって、その事前の調査のところにもガイドラインの適用がなかったのだということが高橋委員の御指摘だと思うのですが、その点については私自身は把握していないので、以上にとどめさせていただきます。

○原科座長 JICAのガイドラインでは緊急時の措置というのがありますね。それはど

うということになりますか。緊急無償以外の緊急時というのはどういうことですか。

○事務局（熊代） 今、植嶋が説明したのは、緊急無償というのはそもそも J I C A の担当するところではないので、その事前の調査は当てはまらないということです。

○原科座長 ここで言っているのは、事前調査を入れるたぐいのものが緊急時の措置というところですね。

○北村委員 確認ですが、今の御発言は、今回の新 J I C A 発足に伴って無償資金協力については J I C A に実施が移管されますが、引き続き移管されずに外務省に残るものとして緊急無償があるという趣旨の御説明だと理解しましたけれども、そうですね。

○原科座長 いや、これまでの話でしょう。もう既に終わった話で。

○事務局（熊代） これまでも緊急無償は J I C A の事業ではないということを使ったのですが。

○原科座長 先ほどのイラクの例は、緊急無償という範疇で J I C A の対象ではないという御説明だったと思いますが、そういうことですね。

では、今の件に関しては、要するに対象例がありませんので、この問題に関してはこれ以上は議論できないと思います。

それでは、よろしいでしょうか。紛争地におけるプロジェクトはそのようなことで、委員の皆さんどうでしょうか。何か新しい対応を考える必要があるでしょうか。私は今の形かなと思いますけれども。もし特に御意見がなければ、今の形ということにいたしましょう。

それでは、次は 29 ページに参ります。地域住民・労働者への配慮ということでございます。29 ページの「その他」のところへ入りますけれども、上の方です。「地域住民・労働者に対する安全に対する脅威を及ぼさないようにすべき」。では、これの御説明をお願いいたします。

○一般参加者（鈴木） ヒューマンライツ・ナウの鈴木です。

地域社会や労働者の安全の論点ですけれども、まず提案の趣旨を述べますと、プロジェクトにおける保安要員の利用、あるいはプロジェクトサイト周辺における相手国の軍・警察の活動などによって地域住民やプロジェクトの労働者に対する安全に脅威を及ぼさないようにすべきである、そしてその点をチェックすべきであるというのが提案の趣旨です。この点は、もともとガイドラインの方には、例えば J B I C のガイドラインには「検討する影響のスコープ」で「人間の健康と安全への影響」というもの、J I C A についても「人間の健康と安全」というのが挙げられていて、自然環境を通じたという文言が前には

J B I Cの方はくっついていたりもするのですが、J B I Cの方の国際等金融業務のガイドラインの改訂案がきょうも配られていますけれども、そのときには、労働者と地域社会も含めて安全といった場合にはこういうセキュリティガードの問題というのも含むのだということになり、チェック項目にもその旨が記載されることになりました。こういうことを提案した趣旨は、当然のことながらヒューマンライツ・ナウは人権団体なので、特にアジアの地域で重大な人権侵害が起こるということについて調査をして提言をしたり働きかけをするというのが我々のやっている活動でありまして、それは別に日本のODAと関係なくてもやっているのですけれども、少なくともプロジェクトに関係してそのようなことが起こるのは避けるべきだろうと思って、こういう提言をさせていただきました。

民間企業の場合は、プロジェクトなんかの場合、I F Cのパフォーマンススタンダードにも同種の趣旨が書いてありまして、ただ、民間企業の場合は相手国の軍や警察にどういうレバレッジがあるのだという議論があって、そこは働きかけを行うということになっているだけなのですけれども、ODAの場合はもう少し積極的な働きかけがなされるべきだろうと思っていますし、戦争時以外の平時における保安のための武器の使用というのは、国連でも総会なんかで決議されたりしている幾つかのガイドラインがあって、本当はモニタリング・メカニズムもあるのですけれども、実際にはモニタリング・メカニズムが機能していないのですが、幾つか国際人権法の世界ではスタンダードだと考えられている基準があったりもしますので、保安要員の活用によって地域住民や労働者の安全が脅かされるようなことがないようにしていただきたいということが提言の趣旨です。

○原科座長 そうすると、ガイドラインで言うとどの辺にどんな修正をするようなことをお求めでしょうか。

○一般参加者（鈴木） 書き方はいろいろあるかもしれませんが、私が今ぱっと思いついて考えているのは、J B I Cのガイドラインであれば第2部のところにプロジェクトに要求される事項というのが書いてあって、例えば社会配慮に関するようなことがあれば非自発的住民移転なんかはかなりいろいろなことが書いてある。先住民族についても書いてある。だから、このようなところのどこかに1項目設けて安全への配慮というのを入れるか、あるいは、J I C Aでもプロジェクトに要求される事項というのが書いてあるところがあって、その中のどこかに盛り込むということなのかなと思っています。

○原科座長 J I C Aのガイドラインも、ODAが今度はこちらへ移りますから、第2部というのは必要だということだと思います。新J B I Cの方では、「検討する影響のスコ

ープ」というところで——お手元に新 J B I C の対応表がありますね。横長のものですが。これの 11 ページの真ん中の欄の下の方に「検討する影響のスコープ」と書いてあります。そこに「労働環境（労働安全を含む）」、これが今御指摘の点だと思います。このような格好で表現していると。ですから、これは今あるものをこのように変えればいいということですかね。

○ J B I C（岡崎） 今の御指摘の点ですが、新公庫、国際金融等業務の方はチェックリストの追加項目ということで労働環境というものを新たに設けて、かつ、鈴木さんが御指摘になったような、プロジェクトに関係する警備要員がプロジェクト関係者、地域住民の安全を侵害することのないよう適切な措置が講じられているかどうかということをチェック項目として挙げています。ですから、同じような観点で、チェック項目の見直しをする際にそれを参考にして、新 J I C A としてどう考えるかということだと思います。一方で、ここで労働者の問題、あるいは地域住民の問題が指摘されているのですが、確かに第 1 部にストレートにこの問題を取り上げている部分はないのですが、現行の J B I C のガイドラインの第 2 部を見ていただくと、労働者の安全の問題とか、プロジェクトが行われることによるいろいろな汚染対策が地域住民にどう影響を与えるかどうかということはずばからくチェックすることになっています。それから、労働者の労働環境の安全の問題、あるいは安全教育の問題、プロジェクトの実施されるところでの事故の防止対策はどうなっているか、こういったものはプロジェクトの特性に応じてチェックリストに掲げられていて、実際に環境レビューをする際にもそういったことを一つ一つチェックしています。それをチェック項目に個別の項目として掲げられている以上に第 1 部に本文として掲げるべきだということになれば、またそれはそれで検討しなければいけないのだとは思いますが、実質的なところがチェックすべき項目として既にあるということ、それから、繰り返しになりますけれども、鈴木さんが御指摘されている、プロジェクトに関係している警備要員が地域住民の安全を侵害しているかどうかということは今のチェック項目にはございませんので、そういったものを新たにつけ加えるかどうかというのはチェック項目の見直しの中で検討したいと思います。

○原科座長 「労働安全を含む」というのは、そういうところまで入らないのですね。先ほどの 11 ページは、「労働環境（労働安全を含む）」と、これを加えまして、岡崎さんがおっしゃったようにチェックリストもそれに対応して変更しておりますが、この労働安全にはそこまでは含まないということだそうです。

どうぞ、フロアの方。

○一般参加者（波多江） FoE Japan の波多江です。

私、個人的にはこの項目は非常に重要な項目だと考えています。国金の場合には企業が事業主体であって、そういった保安要員ということで、例えば実施国の軍隊がプロジェクトサイトの見張りではないですけれども、警備をしているというような状況の中で、いろいろと事業主体側にレバレッジの問題があったと思うのですけれども、先ほど鈴木さんがおっしゃったように、ODAに関しては事業実施主体が相手国政府であるという中で、例えば軍であるとか警察であるとか、当該国の保安・警備についてももう少し踏み込んだ内容がガイドラインに含まれるべきだと思っています。

具体的には、例えば私が見てきた中ではフィリピンのボホール干害事業というものがありまして、それは円借款でフェーズⅠ、フェーズⅡを出して、しかも外務省の無償が出ていた案件ですけれども、そこで、建設時期だったのですけれども、労働者が不当解雇された。非影響住民に対しては優先雇用が条件づけられていたわけですけれども、その中で不当解雇されたということで住民の方々が交渉を申し出たわけですけれども、そこで軍隊が出てきたというようなこともあるわけです。そのときのJBICさんの対応は、そこは新人民軍がいるような地域であるから軍隊がいるのは仕方がないというようなことだったのですけれども、そういうことではなくて、治安状況は治安状況で軍がやるべきことはあるわけです。ただ、労働問題のところには軍が入ってくるかというところは、日本のODAが使われているということで、もう少し強い相手国政府への対応をとっていただきたいかなと思っています。

そういった意味からも、この問題については、チェックリストだけではなく、もう少し強く、ガイドラインの例えば第2部に盛り込んでいただきたいと思っています。

○原科座長 さっきの新JBICは両方に入っていますね。第2部に書いてあるチェックリストも直したと。そうすると、第2部の「労働安全を含む」の中にもう1つ、今のこと、「保安要員による危害が加えられないように」とか、そのようなことを加えるべきかどうか、御提案ですか。そういう御提案と考えてよろしいですか、

○一般参加者（波多江） はい。

○原科座長 今の件はいかがでしょうか、皆さん。

○福田委員 この問題は私もメコンウォッチの活動の中で経験していて、これはビルマの案件ですけれども、ビルマで大きな工事をするために人が動くということになると必ず軍

が出てきて、そこで強制労働が行われ、周りの住民に被害があるとさまざまなレポートがされておりまして、この問題について、日本政府がバルーチャン第2水力発電所という事業について無償資金協力を検討した際に、どのようにモニタリングするのかということをする外務省の方々と議論させていただいたことがあります。そういう意味では、この検討する影響のスコープの中に1つ、そういう周辺の住民の安全の問題という関心事項が何かしらの方法で文言として盛り込めるといいかなと私も思います。表現ぶりはうまいこと、ここは長々と書くところではないので、短く問題をぴっと表現できるような表現ぶりを検討した方がいいかなとは思っています。

○原科座長 ODAということで政府間の関係になるので、やはりそれはきちんとやっていただくということは必要だと私も思います。

では、これはそういう方向でいきましょうか。

では、次に参ります。29ページで、最後、汚職・腐敗防止のための措置ということでございます。どうぞこれを説明してください。

○一般参加者（鈴木） ヒューマンライツ・ナウの鈴木です。

まず提言の内容を説明しますと、JICAが援助するプロジェクトについて汚職や腐敗を防止するよう適切な措置を講じるべきだというのが提言の内容で、具体的には、相手国と合意をする中で、援助した資金を事業の目的外に使わないとか、汚職についての情報を報告するとか、JICA側が調査をする場合には協力するなどということ借款なり無償なりの契約の中で規定するであるとか、あるいはJICA自身が、汚職についての情報を受けたときには通報者を保護しつつ適切に対応するための体制を整えるというようなことが考えられます。あとは、情報公開を一般的に推し進めていって透明性の高い手続をすることによって汚職の機会を減らす。具体的な対処の中身としてはそういう提案なのですが、ただ、ガイドラインに規定するとすれば、「汚職や腐敗を防止するよう適切な処置を講じるべき」というようなことをどこかに入れるということだと思っています。

このような提言をした趣旨は、報道にも出ているように、OECDの外国公務員への贈賄防止条約というのが10年以上前にできて、不正競争防止法の中にその条項が入っているわけですが、要は日本はそれについて余り捜査をちゃんとしていないではないかという圧力がOECDからかなりかかってきて、これはビジネスの、要するに汚職をしていない人が割りを食うからちゃんと守らせるべきだということでOECDの側から結構圧力があつたこともあり、最近結構摘発例が出てきています。実際にビジネスをやっていく

上では結構いろいろ大変なのかなと私も思ったりしますけれども、実際にそういうことがあって、摘発された事例で新聞報道などに接する中で、JICAとかも、プロジェクトの形成段階でいろいろ証拠があるのはわかっているけれども見て見ぬふりをしているのだというような報道がなされたりしていることもあって、ガイドラインの中でこういう問題についてカバーして対処するのだということを決めることには意味があるだろうと。我々は人権団体なのですがけれども、人権団体として汚職の問題を提起した理由は、ある程度政府のガバナンスがきちんとしていて効率的でない社会権が十分保障されない、汚職はそれをかなり悪化させるという問題と、汚職があるとやはり民主的意思形成がゆがめられる。そういう問題で政治参加の権利を奪われるということがあるので、人権面の保障の観点から非常に重要なテーマだと考えてこの提言をしました。

実際には今言ったようにOECDの腐敗防止条約もありますし、国連も汚職防止条約があって100カ国以上が批准してきているような世の中の流れがあるので、汚職のことについて規定するのもそれほど困難ではなくなっているのではないかと考えています。

○原科座長 御趣旨はわかりました。では、どこをどのようにガイドラインの中で規定したらよろしいか、それを御提案お願いします。

○一般参加者（鈴木） 提案は2つありまして、まず相手国というかプロジェクトに求める要件的なものと、JICAが何をするかという問題とあると思っていて、JICAが何をするかという問題の観点では、ステークホルダーからの情報提供があったときに真摯に対応するというようなことがあると思うのですが、その中に情報提供者の保護とかそのようなことを盛り込んだらどうかというのが1つと、プロジェクトに求める条件の中で汚職・腐敗防止のための適切な措置をとるということを入れたらどうかと思っています。

○原科座長 どうぞ、お願いします。

○JBIC（中澤） 国際協力銀行開発業務部の中澤でございます。

今の件ですけれども、私どもも、最近の報道、あるいは具体的に逮捕・起訴者が出ているという不正競争防止法違反その他汚職関係のことは極めて深刻にとらえておまして、これまでのODAの試み、これをさらに改善するような仕組み的なところがあるのであれば改善していくということで、これは本当に真剣に検討してございます。もちろん、これはODAを出す側の手続というよりは、まずは、例えば外国公務員への贈賄というような話が事実であるならば、それを行うような企業の倫理の問題であり、それを受け入れる途上国のガバナンスの問題ということで、それをなくすべく、あるいはそういったことが意

味がないということになるような形で何を工夫できるかということ、あるいは途上国側を支援できるかということを実際に検討しているということでございます。

御承知のとおり、例えば贈賄を行った企業に対する指名停止等の措置については、技術協力、有償資金協力、無償資金協力、それぞれ JICA、外務省、JBIC に、通称「措置規程」と呼んでおりますけれども、そういった規程がありまして、それはすべて公開されておりますので、備えとしては既に備わっているという部分がございます。さらに、円借款について申し上げますと、これもすべて公開されておりますけれども、いわゆる L/A の一部を構成する基本約定、GTC と言われているものの中に不適正調達に関する規定があり、さらに、それとの関連もありますけれども、いわゆるレメディー条項、救済措置に関する条項があるということ。さらには、これも公開されておりますけれども、円借款に関するコンサルタント雇用ガイドラインあるいは調達ガイドラインの中にも同様の規定があるということで、それらのさまざまな公開もされておりますし、実際に議論されているようなものの中で手当てがされております。従ってこれについては、もちろん環境社会配慮という言葉は非常に広い言葉ですので、その中で何でも読み込もうとすれば読み込めるというのはまた実態ではありますけれども、より適切な部分で手当てをさせていただくということでもよろしいのではないかと考えております。

○原科座長 他の枠組みで対応していくということで、さらに強化していただくということですね。

○JBIC（中澤） 改善すべき点があれば改善していくということです。

○原科座長 このガイドラインの中でどこまでやれるかというのはなかなか難しいところがあるかと思えます。

先ほどのプロジェクトに求める要件というのでは何か対応できますか。何かアイデアはありますか。難しいですか。プロジェクトに求める要件として規定してはどうかという御提案だったですね。ガイドラインの中でやるべきだという今の御提案の中では。そのようなことが可能かどうかですね。これはもう少しやった方がいいと思えますけれども、どうでしょう、御意見は。今の御意見は、それは難しいからほかの枠組みでやるべきだということだと思えます。

○JBIC（中澤） 必ずしも意味を正確にとらえていない可能性がありますので、違っていたら教えていただきたいのですが、基本約定であれ、コンサルタント雇用ガイドライン等のガイドラインであれ、すべてのプロジェクトそれぞれに適用することになっ

ていますので、そういう意味では、それぞれの借款契約の一部を構成するもの、あるいは関係するものということでは定めがございます。あるいは、これは政府の方の話ではございませぬけれども、E/N等にもその関連の規定があると承知しております。当然、個々の事例に応じて、プロジェクトなりの特性に応じてやっていくというようなものがあれば、それはそれぞれ定めていくということでありませぬし、さらに言えば、PRSCですとかDPL、Development Policy Lendingと言われているような、構造調整、経済改革に関するプログラムローンなどの中では、御承知のとおりポリシーマトリクス等の中でアンチ・コラプションであるとかガバナンスというような大きなフレームワークで触れておりますので、そういう意味では個々の対応についてもやってきているというふうには理解しております。

○原科座長　ということで、ガイドラインの中で規定しなくても、既存の枠組みを改善すれば対応できるだろうということだと思ひますが、いかがでしょうか。

○一般参加者（鈴木）　今お話しただいて、要するに約款とかにあつて、いろいろ要求をしていて、それによって対応できるのではないかということなのですけれども、汚職の防止というのはいろいろなステージでやることあると思ひのです。例えば、約款を締結して、その中に、もしそういう情報があれば報告する義務を課すとか、調査に協力する義務を課すとか、それはガイドラインに書いても約款に書かないとそういう義務は出てこないのです、そうするしかほかに方法がないということもあつたりするし、ガイドラインに書くべきことかと言われるとそうでもないという議論があり得ると思ひのですけれども、ガイドラインで規定するのは要は意思決定の前の段階、融資するとか贈与するという前に、こういう要件を満たしているかどうかというのを確認して、満たしているということで融資なり何なりをして、その後、その融資なり贈与をするときに何らかの取り決めをするわけなので、約款に書いてあるからいいということではなくて、それ以前の段階ですることとかチェックすることはあるのではないかと思ひているのです。それは別個のポリシーステートメントとして別個の文書としてつくつて、例えば世銀の排除リストに載っている業者がかかっているものには融資しないとか——別個のポリシー文書としてやっているからいいというのも1つの考えかもしませぬけれども、実際に今問題が起きているということがあるわけで、融資の審査の段階でやるべきこととしては、過去にそういう汚職などにかかわつたコンサルタントが関与していないかどうかとか、汚職の情報についてちゃんと対応するメカニズムが相手にあるのかとか、そういうことはチェックしないといけな

思うのです。それはガイドラインの規定の中にはないのだけれども、別個の政策文書があって、それで融資をするかどうかの意思決定のときにはチェックをするという理解でいいですか。

○JBIC（中澤） 環境社会配慮ガイドラインが融資なりのODAの事業を支援していくための唯一すべてのガイドラインではありませんので、そこはそれぞれ、特に汚職というようなことであれば、もちろんこれはいろいろなケースがありますけれども、例えば入札であったり調達であったりといったようなこととの関係が大きいのであればむしろそちらのガイドラインで議論するのが適当だと思います。これはやらないということを言っているわけでは全くないのですけれども、環境社会配慮ガイドラインの中でこれを議論することになりますと、ほかのフロントで私が申し上げたようなガイドラインでの議論も行われていたり、あるいは既に措置規程のようなものが備わっていることとの関連が出てきますので、ちょっとここで議論するというのは議論の場として必ずしも適当ではないのかなという感じがしております。

○原科座長 私もそんな感じを持っておりまして、具体的に御提案があれば議論できますけれども、ここをこうしたらこうなるというのをお示しになっていないのでちょっと難しいかなという感じがしますが、ほかの委員の方はどうでしょうか。

○中山委員 企業の側からなかなか言えないのですけれども、広い意味で環境のいろいろな要素のあるところ、この汚職という話もかなり問題になっていることは事実でしょうけれども、これは受けとめる側によってはほかの項目よりも深刻な話なので、かなりほかの項目も圧迫する可能性があると思うのです。だから、汚職を扱うのがここしかないということであればこの環境ガイドラインで対応してもいいですが、ほかのところでもそういう手段があるならばあえてここでは汚職について載せなくてもいいというのが私の考えであります。

○原科座長 私もそんな感じがしまして、入札情報云々とおっしゃったので、唯一私が思いつくのは、入札情報のところでインサイダー情報が生じにくくするようなことがこのプロセスの中で、もしできればそういうことで役立つかもしれないという、そのぐらいですかね。だから、早目に入札情報を公開しないと、インサイダー情報が起こるから変なことが起こるわけでしょう。インサイダー情報が生じにくくするというぐらいではないかと思えます。でも、それはこのガイドラインで考えることではないとも思います。これは、特に皆さん御意見がなければ、ちょっとここでは扱いたくない。具体的な御提案があれば議論

いたしますけれども、今はいただいていないのでこれ以上は難しいと思います。

どうぞ。

○高橋委員 私も十分考えた上での発言ではないのですが、例えば私なんかだと、また大きい話をしていると怒られるかもしれませんが、新JICAにおいてこのガイドラインが1つの目玉となって、ある種日本のODAの一貫性がある、というところを示すような姿勢をこのガイドラインで見せるといいかなと個人的には思っているのです。その意味で、繰り返しになりますけれども、例えば「社会環境と人権への配慮」というところだと国際人権基準ということへの言及があったりということになってはいますが、もう少し企業とか民間の活動に対する配慮ということに触れるのであれば、それに関連するような国際基準みたいな文書、例えばSA8000ですとかISO26000とか、そういったものを考えながらこのガイドラインをつくっていますよという姿勢を何らかの形で文書に残す。実際にその議論をしていないのでなかなかそのように言い切れないところではあるのですが、何かそういう今生まれつつあるような企業行動に対する配慮に関する国際的な基準みたいなものも念頭に入れながらこのガイドラインを位置づけられていますというような、そういう表現を盛り込むことが可能かどうかということなのですが。国際人権規約とこのことの間は人権というところに入っていますが、何か企業行動への配慮に関して可能かどうかということです。

○原科座長 今の御意見、いかがでしょうか。

基本的にこれはODAなので、企業というのを余り表へ出すのもどうかなという感じもしないでもないのですが、どうですかね。もちろんODAの中で企業もかかってまいりますから、その辺の考え方次第ですけれども。

どうぞ。

○小林委員（代理：中川） 余り何でもすべてこの環境社会配慮ガイドラインに盛り込もうとすると非常にわかりにくいものになってしまうのではないかと前から考えていまして、特に汚職のようなことになると、調達ガイドラインであるとか入札書類のつくり方とか、ほかに効果的に取り締まることのできる方法が現在既に存在しているので、そういうところで効果的に対処することができるのではないかと考えておりました。

今、例えばISOのようなものについてという御発言があったのでつい申し上げる次第ですけれども、そういうことを言うのだとすると、例えば応札する企業はISOを取得していることが望ましいという言い方をしていくと、では途上国の地場の企業の応札

資格はどうなるのか、途上国の零細企業、地場の産業がODAに応札して利益を得る機会、参加していく機会というのはどうなるのかというぐあいにどんどん広がってってしまう。やはり汚職というのは入札とか調達の一環としての負の面での問題ということなので、そういうことはそちらの方で取り扱って行って、途上国の零細業者の参与というようなことについてもそういったフレームワークの中で考えていくのが、今回具体的に汚職というものをどこにどのように位置づけるのかということがなかなかコンセンサスが得られない、意見がないということであればなおさら、そういう位置づけにした方がよろしいのではないかと考えた次第です。

○原科座長 ほかに御意見ございますでしょうか。

では、フロアからどうぞ。

○一般参加者（鈴木） 何度もたびたび済みません、ヒューマンライツ・ナウの鈴木です。

今お話があったように、汚職の防止ということについて環境社会配慮ガイドラインの中に入れるのはどうなのかという議論がありまして、それは調達の問題で対処できるところは調達のガイドラインとかそれに係る文書をつくるということでもいいのだろうと思うのですが、問題は調達の場面だけではなくてプロセス全体にかかわってくる問題で、案件の形成段階から関係してくるわけです。

ここで具体的な提案として提案したいことは2つあって、1つは、JICAに情報提供があった場合に適切に対処するために情報提供者の保護については配慮するというところを入れるということと、もう1つは、具体的にどこにどういう文言をということではないのですが、汚職というのは倫理の問題と日本では考えられがちなのですが、もう倫理の問題だけでは済まない話になっていて、要するに透明性を高めて、裁量を少なくして、なるべく汚職が起きないようなメカニズムをつくる以外に汚職を防止するのは難しいということが実際ある。処罰するのも途上国だと困難なので、倫理の問題とか刑事手法で対処するという、そういう対処だけでは無理な話で、透明性を確保するということが重要なので、先ほど入札情報の公開の話もありましたけれども、情報の公開の点についてはより一層推し進めていただきたいと思います。

○原科座長 透明性を高めることがそういうことを減らすために効果があるというのはそのとおりだと思います。そういう意味では、透明性を高めることはこの委員会全体ではずっと考えて議論してまいりましたが、その点は異議ないと思います。

それから、情報提供者の保護という場合に、これはどういう扱いになるか、環境社会配

慮に関する情報の中で今おっしゃったようなものが該当するかどうかですね。その辺がちょっと難しいのではないかと思います。

○事務局（廿枝） 先ほど来、うちの中澤がいろいろ説明しておりますのは、確かにローン・アグリーメントとか調達ガイドラインというのは、それが実際に適用されるのは調達段階だったりするかもしれませんが、うちの合意文書の一環をなすものであって、要は、円借款を借りる前提として、こういったローン・アグリーメントあるいは調達ガイドラインその他措置規定を含めた一連のルールを遵守するという合意のもとで成り立つわけですので、当然そういうことを遵守する気がない、あるいは遵守を担保できないような相手国政府というのは、そもそもローン・アグリーメントに署名しないということになるわけでございます。それがそういう意味で牽制機能として働いて、まずはそういうルールをきちんと適用することに同意する、そして実際の調達段階でも、今度は実際の調達ガイドラインを適用する段階でさらに見ていくということだと思っております。

環境社会配慮の肩幅の範囲かどうかということについて、例えば情報提供者の保護というのは、保護しますとガイドラインに書いても、では実際に我々はどうやって保護するのかというのはちょっと想像がつかないところがあって、実際に十分にできもしないことを無責任にガイドラインに盛り込むというのは、それこそ無責任な話ですので。一般に途上国のガバナンスの問題、鈴木さんのおっしゃる問題意識自体はもちろん我々も非常に共有するところです。我々も途上国のガバナンスの問題について、二国間援助機関で相手国の主権を尊重しなければならないという前提はありながらも、何とか、特に新JICAになれば今以上に技術協力とか資金協力の連携もできますので、そういったものを組み合わせ、そういった分野にもより積極的に支援をしていくということは別途あるにしても、環境社会配慮ガイドラインの中でそこまでこれを探り上げるというのは実務的には非常に難しいのではないかと思います。

○原科座長 今、そういう情報をいただきましたので、委員会としましては、透明性を高めることはそのとおりでやってまいりますけれども、情報提供者の保護というのは、何かいいアイデアが出ればそれは対応いたしますが、今の段階ではやり方がわからないので難しいと思います。

○一般参加者（鈴木） 時間が気になっているところ、たびたび済みませんが、私がイメージしていた情報提供者の保護というのは、今、内部通報の保護制度が日本でもあって、実は私は弁護士の業務としてある法人の内部通報窓口をやっているのです。内部通報があ

ったときにどのように内部通報者を守りながら調査をするのかというのはすごく難しく、さっき異議申し立てのときに申立人が具体的な内容から特定されるだろうと言ったのはまさにそういう話で、調査をしようと思うとやはり具体的な内容に踏み込まないと調査ができなくて、情報提供者が特定され得るということがあるのですけれども、1つはそういうばかなことは通常はしないだろうと言うと思うのですけれども、情報提供者を教えるというようなことが役所なんかで昔は結構あったので、そういうことは間違ってもしない。あと、調査をするときに、同種事例の別の案件を調査するとか、一般的、全般的な調査として一定の部分を調査するとかいうようにして、情報提供があった直接の事業を調査しないでほかの事業から調査するとか、ほかの部分から調査するというようなことをしながら問題を把握していくということは、内部通報の窓口を請け負ったときにはよくやっていることなのです。内部通報なんかはどう対処するかというガイドラインは結構あったりするので、情報提供を受けてしまった以上対応せざるを得ないと思いますので、そんなことを配慮しながらやっていくということを念頭に置くために、ガイドラインにそんな細かいことが書けるわけがないので、「内部通報者の保護に留意する」というようなことを書いたらどうかというのが私の提案でした。

○原科座長 環境社会配慮の情報収集なので、そういう内部通報というのがこの概念で合うかどうかです。私はちょっと合わないと思うので、そう言われてもちょっと困るなと思ひまして。どういうことなのでしょう。

○J B I C (中澤) 先生がおっしゃるとおりだと思います。私は鈴木さんがおっしゃっていることのサブスタンスにおいてそれが違うとかと言うつもりでは全くないのです。まさに案件形成の段階からさまざまな仕組み、メカニズムを通じてそういった不正・腐敗的なところを防止をしていかなければいけない、あるいはその過程において情報提供者があった場合には、その方を適切に保護しつつ、なおかつ不正・腐敗をただしていくような形にしていかなければいけない、すべておっしゃるとおりだと思います。ただ、この件については、先ほど来申し上げているような入札ですとか調達ということの方により親和性が高いといいますかつながっている部分が多いので、そちらとの整合性等を考えるような場で協議をしていかないと、先ほど一貫性というような話も委員の方から出ておりましたけれども、なかなか保てないのではないかと感じております。正直、環境社会配慮ガイドライン、社会配慮というすべての 이슈がかかわってくるとは思いますけれども、このガイドラインの中で、ちょっと言葉は悪いですが、中途半端に書くというよりは、

そこは別なフロントでしっかり議論をさせていただきますので、その中でやっていくということで御了解いただきたいと思います。環境社会配慮ガイドラインというフロントの中で、これはやはり時間をかけて協議していかなければいけない事項だと思いますけれども、そこに物すごい時間をかけてできない中で一言だけ書くというのは余り意味があるとは思えません。

○原科座長 ありがとうございます。

今インプットいただきましたけれども、委員の方、いかがでしょう。私もそのように思いますが、よろしいでしょうか。——それでは、そのようなことでこの部分は処理いたします。

これで人権の方の御意見は全部伺いまして、委員会でのこの段階でのまとめは大体できていると思います。

それでは、あと30分ほどになってしまいました。協力準備調査関連ということで、この議論をしたいのですが、その前に報告がありましたね。それをやらないと。報告はきょうじゃなくてもいいのですか。やはり今やってもらった方がいいですよ。

○事務局（渡辺） 担当の者が来ていますので、協力準備調査の方を先にやっていただいで。

○原科座長 では、協力準備調査。報告は後でいいですね。皆さん、報告がおくられても大丈夫ですか。では、協力準備調査を簡単にどうぞ。

○福田委員 とは申しますものの、あと30分しかなくて、あと30分でこれを……。済みません。新しい提案をさせていただいているものですから、説明に若干時間を要してしまっていて、恐らくそこをいろいろクラリファイしているうちに終わってしまうのかなという気がしていて、植嶋さんと中澤さんには申しわけないなという気がしますが、一応そういうことで今から30分使うということでよろしいですか。

○原科座長 場合によっては30分延長しますけれども、どうでしょう。せっかく来ていただいているので。延長してもよろしいですか。皆さんもよろしいですか。

○J B I C（中澤） かなり詳しい御提案をいただいているようなので、1時間であっても終わらないのではないかという感じがしますが。

○原科座長 1時間延長ではきついな。

○福田委員 きょうここでいきなり持ち込みで配布させていただいて今から御説明ということになりますので、恐らくそれぞれ委員の皆さんもそうですし、事務局の方々も、検討

をまじめにさせていただくといろいろな穴があるものだと思うのであれですが、また次回それは継続ということでもこちらとしては構いませんが。

○原科座長 むしろ延長しないで30分間で説明願って、きょうはそこまでという御趣旨ですか。延長はした方がいいのですか。

○福田委員 説明ということで、もし何か質問があればお受けしますが、議論をきちんとできるという意味ではその方が望ましいのかなとも思います。

○原科座長 皆さん、それでよろしいでしょうか。

それでは、30分だけ延長させてください。その範囲内で説明と質疑応答にいたします。その後の議論は次回ということになります。

それでは、早速御説明をお願いします。

○福田委員 本日お配りさせていただいた資料は全部で4点、資料15-1-1と書かれている横のものと、別添1、2、3というものがあります。私からは、この別添1をごらんいただいて、まず協力準備調査段階についてNGOとしてどういうことがポイントだと考えているのかということについて概括的に御説明させていただきたいと思います。それから、協力準備調査の中身のプロセスについての提案の詳細については後ほど満田さんから御説明していただこうと思っているところでありまして。

というわけで、別添1をごらんいただきまして、これに基づいて若干説明させていただきたいと思います。

協力準備調査、案件形成段階でこういう規定を設けるべきではないかという提案のうち、前段の部分、ローリングプラン——ローリングプランは直接はきょうの議題ではないですが——それから協力準備調査の実施検討の段階については既にお話しさせていただいたところです。それから、報告書の公開の件、あるいは環境レビュー等の反映についても既にNGO提案の御紹介ということをお話しさせていただきましたが、きょうは一通り上から下までざっと御説明させていただきたいと思っています。

まず1点目であります。協力準備調査の実施検討段階の問題であります。この点について私たちとしては2つの点が重要だと思っております。1つは、新JICAが協力準備調査の実施を決定する前に案件についての情報が公開され、外部からのインプットが可能であるということ。もう1つは、協力準備調査のTOR案について事前に公開され、外部からのインプットが可能であるということの2点であります。

この点についての私たちの提案は既に6月に御紹介したとおりでありまして、そういう

意味では先日植嶋さんから御説明いただいた現在考えられている業務フローとは若干合わない点はあるのですが、この実施決定の前にTOR案を含む調査実施計画書案というものを作成していただき、最低限実施決定前30日は公開していただきたいというのがこの点についての御提案でございます。これは既に触れたとおりということになります。

2点目ですが、協力準備調査の中身の問題です。現在のJICAの開発調査の規定というのは、JICAの開発調査の種類に沿って、マスタープランの場合はこう、フィージビリティ・スタディの場合はこうというような規定があります。これをどのように分けて規定しようかなということ若干悩んで、実験的にこのように書いてみました。まず、前々回の植嶋さんからの御紹介にありましたが、協力準備調査は大きく分けて2種類あるだろうと。1つは協力シナリオ形成のための調査、もう1つは個別案件の検討のための調査というのがあるだろうという話だと思います。協力シナリオ形成型の調査については後ほど触れさせていただいて、実はこのフロー図にはそれは出てこない。それは全く別扱いするべきかなと思っています。

個別案件に関する協力準備調査について、ここでは便宜上、まず2つに分けて、そのうちの1つについてもう2つに分けて、都合3つに分けてあります。というのは、1つ特別扱いとしてM/P+F/Sと今言われているものがありまして、複数のプロジェクトの案の中から優先プロジェクトを決めた上でもう一回F/SをやるというパターンがM/P+F/Sということですが、まずこれをわきよける。そうすると残るは個別の単体の事業に関する調査になりますが、これをまた2つに分けてあります。この2つに分ける基準は、基本的にはF/Sが行われているかどうかということになるのですが、ここではEIA等の環境社会配慮に必要な文書が作成されているかどうかということで分けてはどうかと。作成されていない場合については、「策定支援型調査」ということで、協力準備調査の中でEIA等の作成を支援していくタイプの調査、これは今のJICAの開発調査のガイドラインに比較的近い内容の規定になるのではないかと整理しました。それから、F/S、EIA等が既に作成されている場合の調査というのがもう1点、これは「補完調査型」という名前をつけさせていただいております。これは分類としては現在行われているSAPROFに近いものがイメージされている内容になります。このように個別案件に関する調査を3つに分けた上で、それぞれやることを規定してはどうかというのがここでの御提案です。

3点目になりますが、補完調査型とここで規定しているものについては、TORの中に

既に作成されている環境社会配慮に関する文書のレビューというものを盛り込んだ上で、レビューの中で足りないものを洗い出して、そのうち補完調査型の中で行われるべき調査内容を決めていったらいいのではないかというのが3点目のポイントであります。

4点目のポイントとして、その調査のスコーピングの部分については、スコーピング案を作成した上で、相手国政府が行うステークホルダーとの協議をJICAとして支援してはどうかというのが4点目です。この点、協議のやり方について、現行ガイドラインでは「共同で現地ステークホルダーとの協議を行う」という表現になっておりましたが、ここは「相手国政府が行うステークホルダー協議を支援する」という表現で整理させていただいております。

もう1点、下に行きまして、最終報告書案の段階、これは環境アセスの用語で言えばスコーピング案が方法書、それから最終報告書案が準備書ということになるわけですが、この段階でも住民との協議を行う、そして相手国政府が行うそのような最終報告書案に関する協議をJICAとして支援してはどうかというのが5点目です。

6点目ですが、最終報告書のタイミングについてここで触れられています。最終報告書案について協議を行い、その内容を最終報告書に反映させるということをここで規定しているわけですが、その後、前々回の業務フローの御説明であった外務省との対処方針協議というのがあるわけです。私たちがここで書かせていただいているのは、この対処方針協議を行う前に最終報告書が完成しているべきであるということです。ここの表現は実はちょっと悩んだ部分がありまして、というのは、必ずしも最終報告書ができるまで待つ必要はないのではないかとということが既にこの場で議論されているところであります。ただ、対処方針協議において、審査に入るかどうかということを外務省と協議する際に、新JICAは十分な情報を持って臨むべきであろうと私たちとしては考えております。特に、最終報告書案についてステークホルダーとの協議を経て、その結果が最終報告書に反映される、あるいは現在のJICAの環境社会配慮審査会のやり方から言えば、このドラフトファイナルの段階で審査会による諮問と答申が行われるということを考えれば、やはり最終報告書の中身が確定することを待った上で対処方針協議に臨まないと、ステークホルダーとの協議の意味がないのではないかと、あるいは審査諮問機関への諮問の意味がないのではないかとおぼやかし、この対処方針協議の前に最終報告書の内容が確定している、そういう意味でここでは「完成」という表現、これが適切な表現か自信がないのですが、「完成」という表現を用いさせていただきました。この最終報告書の完成と対処方針協議

の前後関係というのが6点目の柱であります。

以下はもう既に御説明したところでありますが、7点目として協力準備調査。最終的に完成した報告書は審査に入る前に公開すべきであると思っております。

それから、下に行きますと、これは既に提案した内容でNGO提案の中にありますが、環境レビューの段階で協力準備調査で行われた提言についてきちんと反映されているかどうかを確認すべきだろうと思っております。

一応、協力準備調査の中身も含め、上から下までざっと説明させていただきました。協力準備調査を行うプロジェクトの場合はこのような内容をガイドラインの中に盛り込んではどうかというのがNGOからの提案であります。もちろん、御説明いただいたのが最近で、私たちも走りながら考えているということもありますので、さまざまな御意見があるかと、特に実務に携わっているコンサルタントの方であるとか、あるいはJICA・JBICの審査に携わっている方にはいろいろ御意見があろうかと思いますが、それはまたいろいろ出していただいて、いい議論ができればなと思っております。

ひとまず私からは以上で、実際の協力準備調査の中身の規定については、満田さんからもう少し詳しい内容を説明していただきたいと思っております。

○原科座長 今の段階で何か質問ありますか。

○高梨委員 クラリフィケーションですけれども、スコーピングが終わった後、3つの調査に分かれていて、一番左にEIA等策定支援とありますね。一番右にF/Sもあるということで、普通、開発調査のF/Sの中でEIAの策定支援をやると思うので、少し違のかなと思ったのですけれども。

○福田委員 その点はおっしゃるとおりです。私が一番右側の欄を説明し忘れていたので、それで誤解が生じてしまったのだと思います。私の説明がちょっと不足で申しわけありません。

M/P+F/S型の場合は、まずマスタープランについて戦略的環境アセスメントの考えを反映させるようにしたらどうかということ。それから、下の11番ですが、優先プロジェクトが特定された段階で、カテゴリ分類をやり直した上でTORの修正をし、あとはまた左側のルートに乗せてはどうかというのが私たちからの提案であります。その点をうまく図に示すことができなかつたのでちょっとわかりにくくなっております。申しわけありません。

○原科座長 ほかに御質問ありますか。

○事務局（熊代） このチャートで白い箱と薄い影がかかっているのと濃い影がかかっているのがあるのですが、これはどういう意味でしょうか。

○原科座長 色分けはどのような色分けですか。微妙な意味があるのではないですか。

○一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

この色の濃い、薄いは余り大した意味はないのです。基本的に、ちょっと濃いグレーの四角がNGO提言と関連した箱だと思ってください。矢印があったりなかったりとはばらばらしているのですが、基本的に一番左側のものは業務フロー的なものを想定しています。右側の方に、今、福田委員から御説明があったNGO提言に関連したグレーの箱が並んでおりまして、今回の提案の内容は、福田委員が説明したように、まずは3分類しているのです。策定支援型のもの、補完調査型のもの、M/P+F/S型のもの。これを縦に、時間がたつにしたがって下の方に行くというようにごらんいただければと思っております。なお、箱によっては項目の一番後ろに番号が振ってあるものがあるのですが、それが資料15-1-の各提案内容の番号と連動しているというつくり方になっております。

○原科座長 ほかに御質問ございますか。

では、次の御説明をお願いします。

○一般参加者（満田） それでは、私の方から、若干細かくなってしまうのですが、資料15-1-の御説明をさせていただきます。このフロー図と資料15-1-とを見比べながら聞いていただくとちょっとはわかりやすいかもしれないと思っております。

まずこの分け方ですが、私どももいろいろ悩んだ末、このような分け方をしてみました。先ほど福田委員が説明したとおりですが、まずは協力シナリオの形成を除く、要はいずれは直結する案件の顔がある程度見えている協力準備調査というものを3つの分類に分けてみました。それは、従来の開発調査に似ているような策定支援型の調査、それから従来のSAPROFに似ているような補完調査型、それからM/P+F/S型調査の3つです。

まずTOR案検討段階、これはコンサルタントの契約の前の段階を想定しております。つまり、新JICAさんのしかるべき部署がやるべき作業になるのかなと思っておりますが、1は3つ共通しておりまして、協力準備調査の対象プロジェクトについて、EIA、住民移転計画、先住民族の配慮計画などの文書の必要性、これはスクリーニングの作業とある程度かぶってくると思いますが、その必要性、あるいはこれらの文書の策定状況、ありかなしか、それからその内容の概要について確認するというのが1でございます。

それから枝分かれしておりまして、その結果、カテゴリA案件などではEIAが求めら

れておりますし、大規模な非自発的住民移転が発生するようなプロジェクトでは住民移転計画が必要なわけですが、そういった案件ごとに必要とされる文書、ここでは「環境社会配慮文書」と呼んでおりますが、E I Aがなされていない場合はTORの中に当該文書の策定支援を盛り込むというのが2でございます。

3についてはより難しいのですが、現行SAPROFなどでもやっているかと思いますが、ある程度この段階で環境社会配慮文書の策定状況あるいは概要について見たあげく、TOR案をつくっていくわけです。基本的にはここに書かれている3つかとっております、当該文書の内容のレビュー、情報公開・コンサルテーションの実施内容のレビュー、必要に応じて補完調査の実施というのをTORに反映する。この3項目はTOR案の内容でございます、この段階でこの3つをやるという意味ではございません。

それからM/P+F/S型調査においては、この段階でどういうことを書くべきなのかというのは、まずはSEAの考え方をマスタープランに反映させることなのかと思います。あるいはケース・バイ・ケースでほかにもいろいろなことが考えられるかもしれませんが、共通して言えるのはとりあえずはこういうことかなと考えております。

それから、契約が結ばれてまいよいよ調査の実施段階に入っていくわけなのですが、スコーピング段階では、まずスコーピング案を作成いたしまして、それからまた協議を行うわけです。これにつきましては、SAPROF型の補完調査型の場合ですね、E I A等があるのですが、そのレビューを踏まえて補完調査をやるかもしれないという案件につきましては、まずはレビューを行い、同時並行的にそのレビュー結果を踏まえて補完調査に関するスコーピング案をつくっていくのかなというのが6でございます。

7及び8は、今までのNGO提言とも整合性を踏まえて、表現ぶりが若干変わっておりますが、要はステークホルダー協議をやる、この段階では3つのグループともにやるという想定でございます。

9は、その結果を踏まえてTORを修正する。

裏に行きまして、調査実施段階で、10で、ちょっと当たり前過ぎる話かもしれないのですが、環境社会配慮調査を実施する。これは、先ほど想定されるTORというのを少し御説明しましたが、補完調査型のもの、要は既存のE I Aから漏れてしまっているようなもの、あるいは情報公開、ステークホルダー協議など不十分な点はここで補完されていくのかなということでございます。

11ですが、これはM/P+F/S型調査なのですが、この調査実施段階でマスタープ

ラン段階が終わりまして、その中で優先プロジェクトが選定されていくのかなと考えています。その優先プロジェクトが選定された段階で、そのプロジェクトに応じて再度、これは前回のNGO提言の中に含まれておりましたが、カテゴリ分類をするのかなと。それから、ここで提案させていただいているのは、その優先プロジェクトについて必要とされる環境社会配慮文書があるのかなのか、必要なのか、それに依じて、それでは策定支援をしましょうか、あるいは補完調査をしましょうかというような流れになっていくので、先ほどの作業がここでM/P+F/S型調査には再度戻っていくのかなということです。

それから、ファイナルレポート、DFR段階におきましては、現行のJICAの開発調査と同じく、協力か支援か、共同か支援かということはありませんが、ステークホルダー協議が実施されて、その結果が最終報告案に反映される。

最終報告書の完成については、先ほど福田委員から御紹介があったとおりに対処方針協議の前に完成していなければならないということでございます。

IIの協力シナリオの形成型の協力準備調査ですが、これについては特段細かいアイデアがあるわけではないですが、やはり戦略的環境アセスメントの考え方の反映の努力ということと言えるのかなと考えております。その協力シナリオの形成調査というのがどういうものなのか、まだ具体的なイメージがわき切っていないのかもしれないのですが、ひょっとして個別案件につながっていくようなものであれば、先ほど御説明したフローに従ってTOR等が検討され、現地でも協議が行われていくべきものかなと考えております。

以上です。

○原科座長 どうもありがとうございました。

それでは、今の部分に関しましても御質問がありましたらお願いいたします。

では、私から1つ。SEAを適用するという考え方をできるだけ反映させると書いてありますけれども、さっきのフローチャートで言うと、もうSEAの段階のものだと考えた方がよろしいのではないですかね。マスタープランはSEA段階のものをやるということでしょう。

○一般参加者（満田） 前回6月にさせていただいたNGO提言の中では、マスタープラン段階のものでカテゴリA、B、Cと分けることは難しい場合もあるのではないかという考えから、マスタープラン段階ではカテゴリA+Bみたいな新カテゴリを提案させていただいているのです。ですから、このアイデアとしては、カテゴリA+B、すなわちカテゴリAになる可能性があるかもしれないものについては戦略的環境アセスメントの考え方

を反映させるよう努力するという努力規定でございます。ですから、ここの判断で反映できた、する価値がある、する必要があると思われた調査については調査実施段階においてSEAが行われるということです。

○原科座長 この段階では、SEAの考え方の反映というよりもSEAそのものをやるのだと思うのです。現行のJICAのガイドラインでどうして考え方を反映させるかという、いろいろなケースがあるので、全体を包括して言うとSEAの考え方を反映させる場合もあるという意味でああいう表現になったのです。この場合はもう仕分けしているので、この部分に関してはSEAが対応すると思います。そういう意味では、フローチャートの書き方も、3つ目の右端のは分けた方がいいのではないですか。こんがらがってしまいませんか。

○一般参加者（満田） 先生がおっしゃるとおりかもしれないのですが、フローチャートの書き方は工夫の余地はあろうかと思っております。

それから、先ほど説明し損ねてしまって、私どもとして非常に迷っている点を一応共有させていただければと思うのですが。

今、協力準備調査をやったとしても、例えばそもそもEIAが必要ではない、すなわちカテゴリBとかCとか、それから住民移転計画やら先住民族の配慮計画、つまり非自発的住民移転も起こらないし、先住民族にも影響を与えないというようなプロジェクトの場合、要は現行の、カテゴリBはケース・バイ・ケースだと思うのですが、カテゴリBの一部、カテゴリCの場合の対応がここには必ずしも表現されていないということです。ですから、それについては別のフローといいますか何かが必要なかもしれないということは認識しているところでございます。

もう1つは、この図の真ん中のフロー、補完調査型のものにつきましては、これは書きぶりがちょっとばらばらしておりまして、「必要に応じて補完調査の実施」と書いてあるところがあつたかと思えば、補完調査は所与として書いてあるようなところもあつてばらばらしているのですけれども、ここでは一応補完調査をやることを前提として書いているということをお補足させていただきます。

それから、一番左側の欄の策定支援型ですが、現実問題、協力準備調査をやる案件について、環境社会配慮的なものではないものばかりをやつて、相手国にEIAの策定等を任せってしまうようなケースがあり得るのかどうかということが1つあるのですが、ここではそういうことはとりあえず想定せずに、ないときは支援をするという考え方で整理させて

いただいております。

以上です。

○福田委員 済みません、事実関係についてですが、今、座長がSEAが義務化されていないのと言った理由をよく理解できなくて、現行JICAのガイドラインのマスタープランの中の規定としてあるのが「戦略的環境アセスメントの考え方を反映させるよう努力する」という文言でありまして、これまで、これについては若干議論がありましたけれども、これは非常にすぐれた考え方であると同時に、現場でどうやってやったらいいかということについてはいろいろ悩みもあるというような議論もありましたので、ここではリクワイアメントとしては現行JICAと余り変わらない形で私たちとしては提案させていただいたということになります。

○原科座長 わかりました。改訂ですから一歩進めていただきたいと思います。

どうぞ、高梨委員。

○高梨委員 この協力準備調査のフローについて、NGOの方に正しいかどうか、あるいはこういうフローがいいのかどうかということを知ること自体ちょっとおかしなことだと思いますけれども、これを見た感じだと、混乱しているなという気がしてまして、基本的にM/P+F/S型という右側のやつ、特にF/S段階については一番左のEIA策定型、EIAがない場合のものがそのまま行くのだろうという認識で我々はいます。ですからM/P+F/Sとつながっても、F/Sの内容については基本的に通常のF/S、左側で想定しているものと同じものだろうと認識しています。

それから、このフローで無償資金の場合のフローがないのではないかとというのが気になります。

それから、せっかくこれをつくられるのであれば、3事業一体化のために、最終報告書の完成以後、どう円借款事業を無償、技プロにつなげるかというところまで一貫してつくられた方がインパクトのある資料になると思います。これは途中で一たん切れてしまったら今までと同じになってしまうのではないかと気がしています。

それから、特にTORの場合、通常私どもがやる場合、予備調査の場合のコンサルタントのTORと本体の調査のコンサルタントのTORと、当然2段階でつくることになると思いますし、それに応じて中身も違ってくると思います。現在、マスタープラン段階では、先ほど座長のお話にあったようにSEA的なものを考えるということになっております。実質的にはJJの方から正式なあれがあると思いますけれども、これはもうちょっと整理

が必要かなという認識を持っています。

○原科座長 私も、本来これは早く出していただかないと議論できないので困ると何度も申し上げて、それで提言書前のものですね、これには載っていますからね。そういうことでないと進まないの。それでNGOの方はしびれを切らせて、とにかく自分たちでやってみるということを出したのだと思うのです。これにこたえて、ぜひ新JICAの皆さん、次の会議には出していただかないと本当に困ってしまう。議論のしようがないと思います。

○福田委員 したがって、私が答えるのは変な部分があるのですが、私たちが答えられる範囲のこととして、まずM/P+F/S型のフローがちょっと変だというのはそのとおりで、先ほども言ったのですが、マスタープランが終わった段階で一たん一番左のフローに乗るといふ形になるのだろうと私たちも想定しています。

○原科座長 だから、それを分けてやった方がいいですね。

○福田委員 そうなんですよ。こういう変な形で整理したのは、一番左側の通常の業務フローの流れとの関係で言うと、実施決定とか契約というのはそこではもう一回入ることにはならないと思うのです。既に実施は決定され、契約が既に結ばれた中でTOR案の変更とかいうのはあり得るだろうと思うのですけれども、そのまま左側に飛べということを書いてしまうと、それはそれでちょっとミスリーディングかなと思ってこういう形に整理していますが、中身については結局のところはF/Sと同じやり方をするということになると思います。それはおっしゃるとおりだと思います。

それから、無償について、無償の特殊性が反映されていないというのもおっしゃるとおりで、無償資金協力の場合は私たちが把握している範囲では、恐らく対処方針協議で一たん終わって、その後もう一回、設計・積算のための協力準備調査がここに入るという形でその特殊性というのはここに出てくるのかなと私は理解しています。

それから、現行JICAで本格調査の前に行われている予備調査というスキームは、私の知る限りでは新しいJICAには引き継がれないという理解でこれを書いています。この点は御説明いただいた方がいいかもしれません。

○原科座長 では、今の点をお願いいたします。予備調査という概念は新しい枠組みには入っていないという理解だということですが。

○JICA(植嶋) 3回前ぐらいのこの場でも御説明したと思いますけれども、協力準備調査のための予備調査というスキームはございません。協力準備調査のTORを作成する方法としては、調査団を派遣するようなケースもあるでしょうし、現地の事務所が情報

を収集して作成するようなケースもあるということで、今までの調査自体を1つの協力として実施していたときの考え方を少し変えている次第です。

○原科座長 よろしいですか。

それでは、このようなことで図を出していただきまして、いろいろ手を加えなければいけないこともありますので議論しにくいところもあるかもしれませんが、どうでしょう。

○JBIC（中澤） JBICの中澤です。詳細な資料の説明、ありがとうございました。

私どもは政府とともに、まさに新JICAの業務フローをどうするかということ、本当にいろいろな観点を考えながら努力してつくっている最中でございます。このフロントではいろいろと遅くて非常に御迷惑をおかけしている部分もあるかと思っておりますけれども、我々として政府とともに真摯に取り組んでいるということは申し上げておきます。

その上で、きょう御提案をいただいた中で、先にまずクラリフィケーションと、それから、これは本当にお知恵を拝借という意味で御意見をいただきたいということがあります。

クラリフィケーションは、きょう満田さんから御説明いただいた横の資料の方で別添1、2、3ということと言及されていて、別添3の6月17日のNGO提案についてはもう一度配布していただいたのだと思うのですが、この最後のところの審査会というのがこのフローの中では出てきていなかったもので、そこについてはどういうお考えを今お持ちなのかということをお聞きしたいと思っております。

それとも関係するのですけれども、これはどのようなことがいいのか我々も頭を悩ませて、まさにこういう図をかいたり、いろいろなことを中で検討したり、政府とも協議をしているところですが、それはこの委員会の中でも出ておりますODAの迅速化ということとの関係です。これはもう御承知のとおりですが、昨年の6月には「円借款の迅速化について」ということで政府の方針が出ております、この政府の方針自体、自民党の「外交力強化へのアクション・プラン10」であったり、あるいは新経団連の方からの提言、それから今回委員として御出席をいただいておりますODA事業に実際に携わっている企業、コンサルタントの関係の団体の方からのヒアリング、あるいは提言等も踏まえてできているわけですが、その中で相手国の協力を得ることを前提として円借款事業の期間の短縮を図る、例えば、「JICAが案件形成に関与する案件のうち、案件形成から工事等契約まで7年以上かかっているものについて、先方政府の協力を得つつ、右期間の半減に向けて努力する」というようなことが政府の方針として我々実施機関の方にも示されております。私ども、ODA大綱から始まって、いかに環境と開発を両立させて

いくか、環境社会配慮は当然のこととして、そういった中で途上国の例えばきれいな水を早く飲みたいというような開発ニーズにいかに関速にこたえていくかということに日々苦心しているわけですが、それとこの環境社会配慮の部分とどのように両立させていくかということです。

ここにおいて、円借款の迅速化については、政府、それから関係の方々とは相当期間議論して見出した結論としては、いかにさまざまなプロセスの中でリードタイムを減少していくか、あるいは同時並行的にできるようなプロセスを重ねてやっていくかということだったのです。つまり、例えば、以前の技術協力における開発調査、それからこれからの協力準備調査という中で案件形成という段階があれば、その中での調査のTORを削るというようなことは、もちろんむだなTORがあれば削っていくわけですが、難しいだろうと。環境社会配慮についてしっかりやっていくというのは当然のことであろうと。ただし、環境社会配慮関係も含めた調査を始める段階におけるリードタイムであったり、その調査が終わってから、あるいは調査の途中段階でも、先ほど中身の確定ということを「完成」という言葉であらわしていただいておりますけれども、そういった段階から実際の本体事業について、無償であれ有償であれ、資金協力をつけるまでのリードタイムをいかに減少していくか、このあたりができないと半減という政府の方針にはこたえられないのだろうと思っています。

もちろん案件の中にはさまざまありますので、環境について極めて影響の大きな案件については時間がかかっても慎重に検討していかなければならないというのはそのとおりだと思います。ただ、カテゴリAと言われているような案件の中にもさまざまな種類の案件があるのは皆さん御存じのとおりですし、協力準備調査といっても非常に幅の広い概念で、途上国側の準備においてもさまざまな経緯があります。フルスケールの、割と何もなしどころに、白いキャンパスに絵を描くということはある得ないわけですが、かなり初期段階からかかわっていくような調査もあります。一方で、途上国側でさまざまな準備をしていて、彼らの努力もあって、それを補完していくような場合もあります。それを一律で定めていくと、どうしてもすべて長い方に合わせていくというような傾向、慎重にやっていくとそういう傾向がありますので、それはやはり我々の方にでも、皆さん、あるいは委員会の方にでもないと思いますし、何とかしていく必要があると。そういうことに基づいてこういう提言を、場合分けして書いていただいたのだと思っていますけれども、この上流部分の段階で、先ほどの円借款の迅速化について、JICAが案件形成にかかわるも

のについては半減を目指すということとの関係で、さらに何か、例えばこれとこれとは同時並行的にできるのではないか、あるいは意思決定前30日間の公表ということで御提案をいただいていますけれども、例えばこれと審査会がどのようにかかわるのか、時間を短縮しつつ環境配慮をしっかりとやっていくためにはどうしたらいいのか、そのあたりについてのお考えがあれば、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

○原科座長 では、満田さん。

○一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

まさに中澤さんが今おっしゃったようなことを私どももかなり真剣に考えまして、現行JICAガイドラインから比べるとかなり軽くなっている部分も恐らくお気づきなのではないかと思っております。重い方に合わせると非常に長いものになってしまうということはおっしゃるとおりだと思うのですが、ここではそこら辺は軽重をつけて、最初の1の段階がある意味スクリーニングだと思っております。要はこういった影響、カテゴリ分類の話はまた別途議論があったのでどう書いていいかわからない部分もあるのですが、例えばEIAが必要か否か、住民移転計画が必要か否か、先住民族の配慮計画が必要か否かということは、ある意味軽重をつける段階の検討かなと考えております。

それから、どこを同時並行的にやればより期間が圧縮できるかということに関しては、これは私たちのアイデアとしては可能な限り圧縮したつもりなので、すぐにここということはお答えできません。ただ、私たちの考え方としては、これは本当に協力準備調査としてやるか否か、あるいは策定支援型にするか補完調査型にするか、あるいは補完調査型でも補完調査の内容をどうするかということ、上流段階、TOR検討段階あるいはスコoping段階でかなり真剣に考えるといった立てつけになっております。そういう意味では、必要と思われる調査を思い切って絞り込んでやっていくという考え方が必要なのかなと考えている次第です。ただ、もちろんこれは1つの考え方でありまして、現行JICAガイドラインのように非常にきめの細かいやり方をがっちり、さらに場合分けとかして考えていくというのも1つの案であろうとは考えております。ちょっとお答えになっていない部分もあると思います。

審査会については、ここここにリンクするということは恐らくこの後議論されることかなと思っております。現段階では具体的にはお示しできないままでおります。ここら辺については福田委員とかから補足があったらお願いいたします。

○原科座長 フローチャートは相当短縮するような方向でつくってみたという御説明を伺

いました。

では、福田委員、どうぞ。

○福田委員 中澤さん、ありがとうございます。

ほとんど満田さんがお話しになったので、私がつけ加えることは余りないのですが、まず、審査諮問機関との関係については詰めて考えておりません。

審査諮問機関を設置するのもしないのかという議論については、既にこの委員会の場で議論され、そのとき中澤さんはいらっしゃらなかったですかね、具体的にどのようなタイミングで何を見るのかというところについてまでは今のところ議論していないですし、実は私たちもこのフローチャートをつくる、ここにたどり着くまでの議論で精いっぱい、そこまで議論し切れていないというのが正直なところであります。1つのイメージとしては、スコーピング案の段階とDFRの段階で審査諮問機関に見てもらえるのかなということなのかなという気もするのですが、そこまで考え切ってこれを書いたわけではありません。

円借款の迅速化との関係は満田さんがおっしゃったことに尽きるのですが、我々としては、これまでの議論で中澤さんからも甘枝さんからも言われているところであり、そこを相当意識してこのような提案にさせていただいたつもりではいますが、こういう形でもっと短縮できるのではないかとということがあればぜひおっしゃっていただきたいと思います。

ただ、もちろん迅速化も1つの重要な大方針だということなのでしょうが、同時に、いかにいい援助をするのか、いい援助をつくっていく中で、開発効果の高い援助を絞り込んでいくためにどのように情報を集め、本当に裨益する人たちの見解を反映させていくのかというのも一方で非常に重要な目標なのだろうと。迅速化して開発効果の低いものになるというのはまさに本末転倒なのであって、そことのバランスをどうとっていくのかということになると思うのです。そういう意味では、もちろんJICA側のさまざまなプロセスの中で短縮できる部分は短縮する、重ねていくということはあるのですが、しかし一方で現地できちんと住民に対して、あるいはステークホルダーに対して情報を公開し意見を聞いていくというプロセスにかかる時間というのは、最終的な開発効果を発現する援助を可能にするためにも必要な時間であり、なかなか削るのは難しいのだろうと私たちとしては思っているところであります。

○原科座長 先ほど、7年かかるのを半減とおっしゃったですね。アセスメントの世界の感覚で言うとそんなに時間はかからないです。通常は1年なり2年ですから。だから、タイムスケジュールでいくと、アセスメントをきちんとやったからといって余分に時間がか

かるということは普通は考えられないですね。やり方が悪いとややこしくなっただけでかかりますけれども、ちゃんとやればそんなにかからないです。だから、7年というのは別のファクターだと私は思います。ですから、今おっしゃったようなことで、トータルでプロセスを改善するという。ですから、環境社会配慮をやったから特段の時間がかかるということは余り考えられないと思います。それは申し上げておきます。

それから、実際の審査会にかけるかに関しましては、もう既にいろいろな具体的な例がございますので、それを十分見れば、これも時間がかからず、しかもマンパワーのうまい工夫で対応できると私は思います。

この件でほかにございますでしょうか。

○J B I C（中澤） ありがとうございます。

時間も限られておりますので、1つだけ事例で、今、私が申し上げたこと、あるいは福田さん、先生からもお返しいただいたことに関してですが、例えば満田さんから御説明をいただいた紙の裏の方の14番で、「協力準備調査の最終報告書は、新J I C Aが日本政府と対処方針に関する協議を行う前に完成していなければいけない」、この辺の工夫なのだとは思っています。福田さんから御説明がありましたとおり、この完成というのは、私の聞き方が正しければ、必ずしもな印刷したきれいな報告書ができ上がっているということとは意味しない、サブスタンスの部分が確定していることが重要であるということだと思っております。このあたり、我々で円借款の迅速化ということを議論しましたときも、これを議論をしたときはまだ協力準備調査という概念がなく、あくまでもJ I C Aの開発調査をいかに早く円借款につなげていくかという議論でしたので、開発調査のサブスタンスが明らかになった時点、それ以降さまざまな研修だったり精算だったり印刷だったりという手続があるにしても、そのサブスタンスの部分があれば協議はできるであろうと。であれば、そこで速やかに協議ができるような体制にしていきたい。そこで例えば1カ月なり短縮ができるわけです。ですので、先生がおっしゃったとおり、さまざまな環境社会配慮関係は必要なものですのでやっていくものが、そのほかのリードタイムが数カ月かかっていくがために全体として長くならないようにいかにみんなで工夫をしていくかということだと思っております。それから、先ほどの7年の3年半の話というのは、案件形成段階だけではなくて、案件形成以降、本体工事が始まるまでということですので、それも含めて半減ということが目標になっております。

ですから、リードタイムを小さくしていくためにどうしていくかという側面、それから

審査会の意見はさまざまここで議論されていることももちろん承知しておりますけれども、途上国にとってみますと、審査会の手続も、ここに書いていただいたようなさまざまな協力準備調査に直に関する手続も、正直言って同じです。彼らにとっては、彼らが要請をしてから一体いつになったらきれいな水が飲めるのかということが問題ですので、いずれにしてもそれもあわせて考えていく必要があると思っております、それについては私ども事務局としてもこれからまた検討の上でいろいろ議論をさせていただくのかなと思っております。

○原科座長 千吉良委員、どうぞ。

○千吉良委員 ちょうどした資料は大変おもしろいので、持ち帰ってゆっくり読みたいと思っておりますが、今ぱっと見た感じでの印象ですけれども、私も専らリードタイムの短縮という観点から見ているのですが、別添1の左側の白い四角を追っていくと、対処方針協議から審査段階というところに目が行くのですけれども、今回組織が新しくなって川上部分と川下部分がくっつくということで、それによる迅速化という部分が余り出ていないのかなと。それは多分、審査段階の環境レビューというところで、要は川上部分でいろいろやってきたことを踏まえて何を審査するのかというところで短縮が図られるものだろうと思っておりますので、この審査段階の環境レビューでは何をレビューするのかというところは詰める必要があるのかなと思っております。

○原科座長 ありがとうございます。そのとおりですね。前にもティアリングと言いましたけれども、上の段階でチェックしたことをなるべく生かそうという考え方がございますので、結果的に短縮につながるということでございます。

○事務局（廿枝） 1点確認ですけれども、満田さんから御説明いただいた横長の資料で、一応これは協力準備調査ということになっているのですが、真ん中にある5の四角のところでは、「環境社会配慮調査に関するスコーピング案」となっていて、裏の10の囲みでも「環境社会配慮調査を実施する」ということで、要すれば、例えばここにいただいた補完調査型で、この紙の表の方の1に定義されているE I A報告書など以下環境社会配慮文書という、このいわゆる環境社会配慮文書をレビューして、さらにそれを補完する調査を必要とする場合はこういうフローになると思うのですが、概念としては、相手国政府がF/Sをつくって、必要な環境社会配慮文書もつくって、環境社会配慮分書に関する限りは特段問題ない、むしろ環境社会配慮以外の点でF/Sを補完する必要があるという場合だってあるわけですね、協力準備調査の場合は。そういう場合はむしろ、別添1のフロー図

でいくと一番左側にある「相手国、他機関などによるF/S、E I Aなど」というフローに飛ぶということだと理解しました。

もう1つは、環境社会配慮分書、環境社会配慮調査というかE I A等の、特にE I Aだとすると、いずれにしても最終的には相手国政府として認可してもらわないといけないわけですし、協力準備調査の中で、策定支援型の場合はE I Aの作成そのものを協力準備調査の中でやる、あるいは補完調査の場合でE I Aを補完してやる場合は、E I Aをさらにレビューしてやるということで、通常、補完調査の場合、相手国は、特にカテゴリAの場合は、新J I C Aから円借款を借りようと思えばE I Aがなければいけない。その国でE I Aが求められようがどうしても、環境ガイドラインでは求められるので彼らはE I Aをやるわけですね。それで一応F/Sをやり、さらにE I Aをやって、相手国の環境許認可官庁の許認可も得ましたということで要請を出してきたと。ところが我々から見るとこのE I Aでは不十分な点があるから補完調査をしなければいけないという場合に、この協力準備調査の補完型というのをやってE I Aをつくり直した場合はもう一回許認可を得る必要があると思うのです。そういったときに、それを相手国政府が許認可するかどうかについて、今度は審議をしていくということになりますので、途中で環境社会配慮調査となっている後に協力準備調査報告書の公開となっているのですが、基本的には環境社会配慮の手続ですから環境社会配慮調査のことだと思いますけれども、とりわけE I Aの部分については、もちろんステークホルダーと現地でしっかりと協議をするというのはいずれにしても必要なのですけれども、さらにそれを一般に公開する前に相手国政府の許認可手続を経る必要がある、そしてその上で許認可を得たものを許認可証とあわせてE I Aを公開し、さらにプラスアルファの住民移転計画書とかそういったものをなるべく公開していくということになっていますけれども、そういう手続が必要なのだと思います。

○原科座長 どうぞ。

○J I C A (植嶋) ありがとうございます。丁寧なフローをつくっていただいて感謝します。

2つなのですけれども、別添1の左側に業務フローがかいてあるのですけれども、前々回に御説明した業務フローの内容と異なっている部分があって、恐らく意図的に業務フローを変えておられるのだと思うのです。特に協力準備調査の実施決定、それからその前の実施検討の部分ですが、前々回の説明でもなかなかうまく理解しただけなかった部分はあるのですけれども、この案件に協力準備調査を実施しようという話、これは政策的な

見地からの妥当性の検討というのが必要で、いわゆる政府との協議の中で決める、その話と、どのような調査を打っていくかということを決めるというのは一応分けて業務フロー上説明させていただいたのですけれども、あえてここを1つにしてしまっているということは、どの案件に協力準備調査を打つかという政府との協議の前に情報を公開してインプットできるようにすると、そのように業務フローを変えろということをおっしゃられるのかというのが1つ確認したい点です。

もう1つは、恐らくこれは仕方なくそうってしまったのだろうとさっき御説明を聞いていて思ったのですけれども、協力準備調査の出口が有償資金協力を想定した個別案件の場合と無償資金協力を想定した個別案件の場合がちょっと異なっているので、まさにこの対処方針の協議の箱が、無償資金協力の場合は協力準備調査の後半部分に入ってくるということ、これはさっき意識してそのようにしか書けなかったとおっしゃったので確認までということですか。1点目だけお答えいただければ結構です。

○福田委員 2点目は御説明したとおりで、逆にお尋ねしたいのですが、無償のフローをかくとしたら、この対処方針協議の後に改めて協力準備調査として設計・積算が入るというフローになるという理解でよろしいのですか。わかりました。

1点目については、満田さんが話した方がいいかな。

○一般参加者(満田) 植嶋さんのお尋ねの1点目については、おっしゃるとおり意図的でございます。要は、内容は実施決定の後というような御説明だったのに、あえて、やるかやらないかという話と内容はセットであろうという想定で書いております。ただ、やるかやらないかを決めるのは内容もセットでないと決められないではないかという私たちの問題意識にある程度基づいているのですが、まず重要だと思っているのは、何が協力準備調査でなされようとしているのかという情報が実施決定前に出ることが一番重要だと思っているのです。

もう1つは、ひょっとしたら実施決定した後でもいいのかもしれないのですが、TOR案が公開されていることが重要だと思っております。これを実施決定前に両方とも、何が協力準備調査にかかろうとしているのか、それからその内容まで公開を求めているのはトゥ・マッチにお感じになっているのかもしれないのですが、それは1回の情報公開で済ませようというある意味工夫というか、2回でももちろんいいのかもしれないのですが、ここでは1回の御提案をさせていただいたという次第です。

それから、甘枝さんのコメントに少しだけお答えしたいと思うのですが、このがちゃが

ちゃした提案の中から私たちが悩んでいた点をまさにピックアップされたなという感じでございます。

まず、協力準備調査はやるのだけれども、その内容が環境社会配慮ではない、しかしEIAは必要とされている、でもEIAは相手国に任せてしまうということもあり得るのかなと思って、最初はそういう流れもあったのです。ただ、現実問題、カテゴリAで協力準備調査をかけて、EIAがあるのに協力準備調査の中でレビューもしないというのは逆にはないのではなかろうかと。私が担当の方だったらそこまでの度胸があるかどうかというのはちょっとよくわからないのですが、逆にはないのではないかと思って、それはあえてはしょってしまったのです。あるとしたら確かに別のフローが必要なのもかもしれないということとは考えているところです。

EIAの認可の話ですが、補完調査を実施したときにどうやって認可を取るかというのはまた難しい話だと思うのです。ある程度のオーソライズとかは当然必要だとは思っているのですが、それはこの提案の中からは漏れてしまっているのは御指摘のとおりです。

○原科座長 もう予定時間が過ぎてしまいましたのでちょっと困りましたけれども、どうぞ。

○福田委員 一瞬です。

植嶋さんの1点目ですけれども、確かにこの内容だと業務フローを変えろということなので、植嶋さんとしてはゲゲゲゲーと思っていらっしゃるのかなと思います。私たちとしては、やはり早い段階で、少なくとも案件の顔が見える、これはぜひ実施決定前にやっていただきたい、それからTOR案を公開してインプットできるようにしていただきたいというのがこの趣旨であると先ほど申し上げました。私自身は別に今書かれている形にこだわっているわけではなくて、まずは具体的な案件の名前と場所、概要を実施決定前30日間公開していただく、TOR案についてはそれとは別トラックで、できたところで公開していただくというやり方でもいいのかなとは思っております。そういう意味では、最初の提言の、括弧で書かれていますが、そういう形で2回情報公開して、段階に応じてやっていくというやり方もあり得ると私は思っています。

○JICA（植嶋） ありがとうございます。

○原科座長 ほかにございますでしょうか。

では、この図を少し直さないといけないということで、直していただくというか、JICAに教えていただいて。

○福田委員 私たちだけで直すというのも何か変な感じはして、次回までにどこかで機会をいただいて J I C A ・ J B I C の皆さんとお話ししてからもう一回ということになると思います。

○原科座長 新 J I C A からそろそろ出るんですね。こういうフローチャートは。

○事務局（廿枝） もちろん我々も、これまでの議論も踏まえつつ、同時並行で、まさに新しいガイドラインのまずはこういう感じのフローというものはもちろん考えて、いろいろ相談をしているところではあるのですが、我々が事務局の分際で余りこの委員会の議論を誘導するのめどうかなというところがあって、一通り論点の議論が終わるところまでは論点の議論を集中してやっていただいて、その後、我々が考えていたのはまさに座長の御提案の中間報告というもので、ただ、その中間報告も、これまでの論点の議論を単に整理するだけではなくて、一足飛びにガイドラインの文案までは行かないまでも、何らか論点の議論を踏まえて、新しいガイドラインの方向性についてもその中間報告のドラフトに盛り込んで、それで今度はその中間報告書案を 10 月のこの委員会の場で議論する、そこから今度はだんだん文案の議論に入っていくというようなことだと理解していたものですから、我々としては、いきなりこういう形でやるというよりは、一通り論点の議論を、今日はちょっと終わらなかったのですが、次回 22 日で一区切りついたところで——もう一回、29日にやるかもしれませんが、29日は座長もおっしゃったような当面の措置とかそういったものを我々の方から御説明する必要もございますし、中間報告書を作成するときに我々事務局としてもお手伝いするわけですので、そういったところでまた御相談させていただきながら、10月の委員会で中間報告書のドラフトを議論する中でこういったものも含めて御議論いただいた方が効率的かなと思うのですけれども。

○原科座長 今のような御説明ですが、そんな感じでよろしいでしょうか。——では、そのようなことで、当面は N G O が出されたものを少し直していただくということで、次回までに J I C A の方に伺って直してください。

（2）第 16 回の議題について

○原科座長 次回は 22 日です。22 日だけでも終わりませんから、あともう一回、29 日。

○松下委員 25 日はないのですか。

○原科座長 25日はちょっとだめだったので、29日です。

ですから、今回は9月22日、2時半から6時半。それから、29日は同じ時間でもいいかな。

○福田委員 22日は2時半ですか。きょうの積み残しが出てしまっているの、委員の皆様はお疲れだと思えるのですけれども、時間どおり始めないと終わらないかなという気がするのですけれども。

○原科座長 いや、さっきの2時半というのは、終わりをおくらせる、ずらす。2時半から6時半。つまり後半で外務省の方の御説明で、だからスタートを1時間おくらせ、終わりもおくらせる。

○福田委員 そうなのですから、残りが出ていて、次回までに全部終わらせようと思うと、今回は通常より30分長いとか、そういうことを想定した方がいいのかなと思ったのですけれども。

○原科座長 では、この前は4時間で2時半ー6時半と決めましたけれども、それを変えましょうか。どうでしょう、皆さん。

○福田委員 きょうは実施状況確認と運用実態確認の補足調査についても御説明いただけませんでしたし、協力準備調査の論点も残ってしまっているの、もしよろしければ、例えば2時からにするとか、ちょっと時間を長目にとらないと後ろが大変かなと思ったのですけれども。

○原科座長 では、場合によっては2時ー7時ぐらい。何と5時間。

では、22日は2時スタートにします。一応4時間で6時までにはしますが、延長が1時間ほどになるかもしれないということで、御覚悟ください。

29日はどうしましょう。通常どおり1時半から5時半にしましょうか。ちょっと私が1時半は厳しいかもしれない。ちょっと調整して、もしだめだったら……。

○中山委員 29日の場所は確定しているのですか。

○事務局（渡辺） まだこれからです。

○原科座長 29日はこれからですね。

29日は1時半ですね。私の方は調整してみます。難しかったら変更させていただきますが、今のところは1時半としておきましょう。いずれも基本的には4時間ということになります。

それで、次会は今の続きをやります。それから、先ほどいろいろありましたけれども、

緊急時とかいろいろありましたね。先住民関連、無償資金協力における審査のタイミングと意思決定の反映、審査諮問機関の件、いろいろございます。

どうぞ。

○北村委員 外務省の北村です。次回22日の委員会については、個人的には何時から始めて何時に終わっても構わないのですが、外務省の関係者をそろえられる時間が4時半以降で、恐らく6時ぐらいには終わらないといけないと思うので、全体の議題のアレンジを、その時間に外務省の関係者とのセッションが持てるような形でお願いできればと思います。また、前回、1週間前にこのお話を提案させていただいたときに、御質問があればお願いしますと申し上げましたが、以来1週間、質問の提示がありません。もしあれば、準備時間もあるので、できれば今週中をめどにいただければと思いますので、よろしくお願ひします。週末の間にいただくことでも構いませんけれども、できれば今週中にお願いできればと思います。

○原科座長 金曜までということですね。

○北村委員 はい、目標は。

○原科座長 では、4時半から6時を基本にいたします。外務省の方のお話はその時間にやりましょう。

ほかにございますでしょうか。予定を15分近くオーバーしてしまったから、この辺でよろしいですか。

それでは、終わります。どうもありがとうございました。

午後6時12分 閉会